

令和7年第2回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘要
第1日	6	9	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） 議案第43号～議案第44号 ・議案審議（内容説明） 議案第45号～議案第48号
第2日	10	火		午前10時	・一般質問（4名）
第3日	11	水		午前10時	・一般質問（1名）
第4日	12	木		休会	・各常任委員会（一般質問終了後）
第5日	13	金		午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（質疑・討論・採決） 議案第45号～議案第48号 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） 報告第1号～諮問第2号 ・閉会

第 1 号

6 月 9 日 (月)

令和7年第2回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月9日（月）
午前10時00分開会

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名 5番 高田美千子 議員 6番 坂田竜義 議員
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告 (1)議長
 (2)町長
 (3)総務文教常任委員会
 (4)監査委員
 (5)宇城広域連合議会議員
日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第43号から議案第49号及び報告第1号から報告第2号並びに諮問第1号から諮問第2号）
日程第5 町長提出議案の提案理由説明
日程第6 議案第43号 美里町総合運動公園グラウンド施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7 議案第44号 美里町砥用B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8 議案第45号 令和7年度美里町一般会計補正予算（第3号）
日程第9 議案第46号 令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第47号 令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第48号 令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
美しい里創生課長	澤山誠君	税務課長	松永栄作君
住民生活課長	宮崎博文君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川利加君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設課長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	会計課長	長井一浩君
学校教育課長	中川幸生君	社会教育課長	松村昭則君
こども応援課長	隈部尚美君		

5. 事務局職員出席者

事務局長 立道誠君 書記 福田咲文君

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和7年第2回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員指名

○議長（上田 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、5番、高田美千子議員、6番、坂田竜義議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（上田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

5月21日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員会委員長の報告を求めます。議会運営委員会、今田政行委員長。

○議会運営委員長（今田政行君） おはようございます。議会運営委員会を開催しておりますので、その報告を申し上げます。

令和7年6月9日、美里町議会議長、上田孝様。

令和7年第2回議会運営委員会報告。

5月21日午前9時より中央庁舎議会委員会室におきまして、令和7年第2回議会運営委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

出席者は、議会より上田議長、濱田総務文教常任委員長、坂田産業厚生常任委員長、福田委員、高田委員と私今田。執行部より、上田町長、吉住副町長、坂村総務課長、事務局より立道事務局長、福田主査の出席の下、開会をいたしました。

議題といたしまして、（1）執行部提出議案について、（2）一般質問について、（3）日程・会期等について、（4）その他を議題としました。

まず、（1）執行部提出議案について。条例関係2件、補正予算4件、その他5件、合計11件の説明を受けました。

次に、（2）一般質問について。受付順で吉住淳一議員、村崎公一議員、福田秀憲議員、濱田憲治議員、坂田竜義議員の5名から通告があり、抽選の結果、1番、濱田憲治議員、2番、坂田竜義議員、3番、吉住淳一議員、4番、福田秀憲議員、5番、村崎公一議員の順番に決定をいたしました。

次に、（3）日程・会期等について。会期予定表のとおり、本日6月9日より6月13日までの5日間とする会期としました。日程の内容につきましては、議案集

の「令和 7 年第 2 回美里町議会定例会会期予定表」のとおりであります。

議会初日、本日は、令和 7 年第 2 回美里町議会定例会議事日程により、日程第 3、諸般の報告、次に、日程第 4、町長提出議案の一括上程（議案第 43 号から議案第 49 号及び報告第 1 号、2 号並びに諮問第 1 号、第 2 号）を上程し、日程第 5、町長提出議案の提案理由説明の後、日程第 6、議案第 43 号「美里町総合運動公園グラウンド施設条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第 7、議案第 44 号「美里町砥用 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について」までを内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第 8、議案第 45 号「令和 7 年度美里町一般会計補正予算（第 3 号）」から日程第 11、議案第 48 号「令和 7 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」までは、内容の説明のみを行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。

終了後は散会の予定となっております。

議会 2 日目、6 月 10 日火曜日は一般質問を行います。質問順については、濱田憲治議員、坂田竜義議員、吉住淳一議員、福田秀憲議員の順番で 4 名が行います。一般質問が終わり次第、散会といたします。

議会 3 日目、6 月 11 日水曜日も一般質問を行います。村崎公一議員の一般質問を行い、終了後は休会とし、各常任委員会開催の予定となっております。

議会 4 日目、6 月 12 日木曜日は休会といたします。

議会 5 日目、6 月 13 日金曜日は、午前 10 時の開会とし、各常任委員会委員長の報告及び質疑を行います。その後、議案第 45 号「令和 7 年度美里町一般会計補正予算（第 3 号）」から議案第 48 号「令和 7 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」までを再度上程し、内容説明は終わっておりますので、質疑・討論・採決を行います。

次に、報告第 1 号「令和 6 年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」と報告第 2 号「令和 6 年度美里町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について」の報告を行い、次に、議案第 49 号「美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定について」を上程し、内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。

次に、諮問第 1 号及び諮問第 2 号の「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて」の内容説明の後、質疑を行い、討論は省き、採決を行います。

その後、議員派遣の件、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件を協議し、閉会の予定となっております。

以上、5 月 21 日水曜日に行われました議会運営委員会の報告といたします。

美里町議会運営委員会委員長、今田政行。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、会期は、本日 6 月 9 日から 6 月 13 日までの 5 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日 6 月 9 日から 6 月 13 日までの 5 日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告

○議長（上田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から 3 月定例会以降の報告を行います。なお、報告一覧はシステム内に登録しておりますので、主なものだけ申し上げます。

まず 3 月 7 日は、町内各中学校の卒業証書授与式がございましたので、それぞれの議員さん、中央地区、砥用地区分かれて出席しております。

3 月 9 日は、美里町消防点検に議員全員の皆さんと出席したところでございます。

3 月 11 日、美里町ふるさと祭り・やまびこ祭り合同実行委員会の三役会議、その後、社会福祉協議会の理事会に出席しております。

3 月 12 日からは台湾のほうに公式訪問に出かけております。

3 月 18 日は、女性との意見交換会ということで議員の皆様とともに出席いたしましたところです。

3 月 21 日は、町内各小学校の卒業証書授与式に議員の皆様とともに出席いたしました。また、お昼からは全員協議会並びに宇城広域連合の定例会には濱田議員とともに出席したところでございます。

3 月 28 日は、美里町交通安全対策協議会の評議員会、その後、第 2 回の臨時議会、またその後、監査委員協議会の定期総会に出席し、夜は県議長会の会長 O B 会に出席させていただきました。

3 月 30 日は、さくら健康フェスタがございましたが、地元の総会等がございまして、開会式に出席できませんでしたので、副議長に代わりに行っていただいております。

4 月 4 日は、戦没者追悼式がございましたので、議員の皆様とともに出席しております。

4 月 8 日は町内各中学校の入学式がございましたので、各議員それぞれの学校に

出席していただいております。また8日は、その後、浜戸川改修促進期成会の会計監査がございましたので、砥用庁舎で行っております。

4月9日は、各小学校の入学式にそれぞれ議員の皆様とともに出席しております。

4月14日は、熊本地震の犠牲者追悼式に出席し、夕方から商工会青年部の通常総会に出席したところでございます。

4月23日は、議会全員協議会がございましたので皆様とともに出席し、その後、総務文教常任委員会に出席したところでございます。

4月24日は、熊本県町村議会議長会の定期総会における県当局等への要望活動ということで、県知事、県議会議長並びに自民党県連幹部の方々に陳情要望活動をしたところでございます。

続きまして、5月7日になります。第3回の臨時議会がございましたので、議員の皆様と出席し、その後、全員協議会、公共交通の勉強会に出席したところでございます。

5月9日は、美里町文化協会の総会に出席しております。

5月15日は、議員の皆様とともに町有林の視察をしたところでございます。私はお昼から抜けさせていただいて、市町村自治会館におきまして第2回の理事会に出席したところでございます。

5月19日から22日にかけては、議員の皆様とともに議会報告会が開催されましたので、そちらに出席したところでございます。

また21日は、議会運営委員会に委員の皆様とともに出席しております。

5月23日は、宇城広域連合の例月現金出納検査、午後から町村議会議長会の第1回の理事会、その後、商工会の総会もございましたが、これは副議長に出席していただいたところでございます。

5月27日から28日にかけては、町村議長・副議長研修会が東京で開催されましたので、今田副議長とともに出席したところでございます。

28日には、県関係の国會議員への要望にも出席いたしたところでございます。

5月30日は、美里町人権教育推進協議会並びに美里町青少年育成町民会議総会、宇土法人会の中央支部会員会議等に出席したところでございます。

6月5日は、美里町の社会福祉協議会の理事会が開催されましたので出席し、7日は、中学生女子バレー大会の美里大会がございましたので、開会式に出席したところでございます。

以上で議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） おはようございます。

それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。なお、かなり削っておりますが、それでも非常に多くなっております。主な会議、あるいはイベント等について、抜粋してご報告を申し上げます。

まず3月8日、第22回の伝統文化伝承の「野生の会」の発表会に出席しております。

3月9日、令和7年美里町の消防点検。

3月10日、グラウンドゴルフ協会から、これは毎年ですが、寄附金を頂いております。その対応をしております。

3月11日、美里町土地改良区の理事会、そしてその後、社会福祉協議会の理事会に出席をしております。

3月12日から14日にかけて、宇城地域と台南市との友好交流協定締結のために台南市を訪問をしております。

3月15日、美里町中央地区農作業受託組合の第19回の通常総会に出席をしております。

3月18日、地域未来創造会議、これは知事が来られて宇城地区の3首長と意見交換をするというのですが、それに対応をしております。

3月19日、令和7年第1回の美里町の総合教育会議に出席をしております。

3月21日、第3回議会全員協議会に出席をし、その後、宇城広域連合の定例会に出席をしております。

3月23日、美里町土地改良区の総代会に出席をしております。

3月25日、eスポーツ大会の「テッペン」に出席をしております。またその後、美里町ふるさと祭り・やまびこ祭りの合同実行委員会に出席をしております。

3月26日、第78回熊本県町村会の定期総会に出席をしております。

3月28日、美里町交通安全対策協議会の評議員会議、その後、美里町交通指導員会議にそれぞれ出席をしております。そして午後から令和7年第2回の議会の臨時会に出席をし、その後、美里町葉たばこ振興会の総会、そして美里うまい米づくり会の第3回の通常総会に出席をしております。

そして3月30日にさくら健康フェスタ in 美里に出席をしております。

4月です。4月1日、令和7年度美里町立学校教職員辞令交付式に出席をしております。

4月4日、令和7年度美里町戦没者追悼式、そしてその午後から令和7年春の全国交通安全運動に伴う宇城管内合同出発式に出席をしております。

4月7日、春の全国交通安全運動に伴う交通安全祈願祭、朝から出席をしております。

4月11日、第1回の住まい対策会議に出席しております。

4月12日、第14回アートクラフト手づくり展 in みさと。

4月14日、九州治山林道協会第54回通常総会、沖縄でありました。県の会長として出席をしております。

4月17日、熊本県治水砂防協会の役員会。

4月18日、全国道路利用者会議の理事会、理事として出席をしております。

4月22日、令和7年度全国簡易水道協議会の九州ブロック会議、県の会長として出席をしております。

4月23日、令和7年度第1回過疎問題懇談会、東京で行われまして、出席をしております。

4月25日、嘱託員・嘱託補会議。

4月26日、令和7年度美里町林業研究グループの通常総会。

4月28日、令和7年度緑川改修期成会の定期総会、そして意見交換会にそれぞれ出席をしております。

5月です。5月7日、令和7年第3回美里町議会臨時会、その終了後、全員協議会に出席をしております。そしてその後、令和7年度第1回美里町振興計画の推進委員会、そしてその後、第2回美里町住まい対策会議に出席をしております。

5月8日、令和7年度九州地区道路利用者会議定時総会に出席をしております。

5月9日、令和7年度美里町文化協会の総会、その後、美里町認定農業者協議会の総会、そしてその後、熊本県町村会の評議員として知事へ要望活動を行っており、その後、評議員会を開催をされましたので出席をしております。

5月11日、令和7年度緑川水防演習に出席をしております。

5月12日、令和7年度第1回ランタンフェスティバルの実行委員会設立準備会議に出席をしております。その後、令和7年度熊本県治水砂防協会の通常総会・講演会に出席をしております。

5月13日、全国道路利用者会議第77回定時総会に理事として出席をしております。その後、全国道路利用者会議定時総会後の要望活動を行っております。ちなみに東京です。

5月14日、道路整備促進期成同盟会全国協議会の第46回の通常総会、その後、命と暮らしを守る道づくり全国大会に出席をしております。

5月15日、令和7年度熊本県央水防災対策合同会議に出席をしております。

5月16日、2025年南九州ブロックB&G地域海洋センターの連絡協議会の総会、宮崎市に行っております。

5月19日、虹色不動産から、企業版のふるさと納税の寄贈式があつております。

100万円ご寄附をいただいたところです。そしてその後、令和7年度九州治水期成同盟連合会の第68回の定期総会、これは人吉市で行われました。人吉市に行っております。

5月20日、令和7年度美里町の防災会議。

5月21日、指定管理施設「よんなっせ」に係る審議会の答申報告を受けております。そしてその後、令和7年度第2回議会運営委員会、そして午後から、令和7年度熊本県簡易水道協会の第1回理事会、令和7年度熊本県簡易水道協会の総会、それぞれ会長として出席をしております。

5月22日、令和7年度九州国道協会の通常総会、福岡であっております。出席をしております。

5月23日、宇土人権擁護委員協議会の総会、そしてその後、美里町商工会、令和7年度第18回の通常総会に出席をしております。

5月27日、全国簡易水道協議会の令和7年度第1回理事会、そしてその後、全国簡易水道大会、そして全国簡易水道協議会の通常総会に出席をしております。島根県で行われまして、熊本県の会長として出席をしております。島根から、そのまま上京しまして、全国治水砂防協会第89回の通常総会、これも砂防協会の会長として出席をしたところです。

5月30日、令和7年度美里町人権教育推進協議会の総会、その後、第75回「社会を明るくする運動」美里町推進委員会、そしてその後、令和7年度美里町青少年育成町民会議総会、そしてその後、令和7年度宇土法人会の中央支部会員会議に出席をし、夜はお出かけ知事室に出席をしております。

6月2日、令和7年度第1回ランタンフェスティバルの実行委員会。

6月3日、嘱託員・嘱託補会議。

6月4日、第1回熊本県子ども・子育て会議、これはオンラインで出席をしております。

6月5日、日本赤十字社熊本県支部評議員会、そしてその後、美里町社会福祉協議会の理事会に出席をし、6月6日、上京いたしまして、全国過疎地域連盟、令和7年度第1回の理事会、これも熊本県の支部長として出席をしたところでござります。

以上で、定例会後の私の行政報告とさせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。総務文教常任委員会、濱田憲治委員長。

○7番（濱田憲治君） おはようございます。閉会中開催しました総務文教常任委員

会の報告をいたします。

令和7年4月23日水曜、午前10時40分より中央庁舎議会委員会室において、参加者が、福田副委員長、上田委員、隈部委員、平野委員と私、濱田、教育委員会より宮寄教育長、野尻教育委員、佐々木教育委員、西島教育委員出席の下、開会をしております。

初めに、宮寄教育長より小・中学校におけるGIGAスクールの内容の説明を受け、本年度より児童・生徒に付与してある端末機の更新を3か年で更新されることや、学校ICTの利活用の内容について説明を受けたところです。

次に、議題としまして、こどもたちを取り巻くデジタル環境（ゲーム機・スマートフォン等）について。

議題の提起でございますが、スマートフォンやゲーム機の長時間使用をすれば、心身・身体の発達の問題、運動不足を引き起こす要因にもなるということで、時間制限などルール化が必要ではないか。家庭、学校、地域が連携した取り組みを美里町がモデル地区になるように取り組みができないかという思いで本日のテーマとしております。

意見交換会では、教育委員より、ある講演会でスマートフォンなどメディア環境について、依存性や心の面、脳の発達について1時間以上と1時間以内の使用では大きな違いが見受けられると聞いたことがあるということでした。1時間で切ることができるとつけるのが大事であり、学力などにも大きな影響があると言われております。

また「人の物を盗んではいけない、人の体に危害を加えてはいけない」とか、道徳的な理念と同じように、人として自分が成長するためにはメディアをコントロールできる力が必要とされている。教育の中でコントロールできる力を育むことが大事である。

ノーテレビ・ノーゲームデーはマンネリ化しており、メディアコントロールを柱に置くことが急務ではないかという話でした。

青少年健全育成での補導指導のパトロールも大事であるが、その中にメディアをコントロールできる力を育む教育を町民会議としてみんなで情報の共有を図り、その問題について考えていくことがこどもたちにとって生きていく上で大事な教えではないか。

こどもの脳は発達の途中であり、早い時期からゲームとかすれば、短いスパンで脳に刺激を与え、神経伝達物質のドーパミンとか出るサイクルが幼いこどもも大人と同じようになるかもしれないということを大人が学ぶことも必要ではないかという意見がありました。

他の委員さんからも2、3歳児になれば親や祖父母から誕生日にはD S（ゲーム機）などをプレゼントするようになります。早くから電子機器との出会いが始まり、核家族化が進むことで、夕食を作られるときなどにこどもにゲーム機などを与えることが多くなっているのではないか。脳の発達に刺激を受け続けるとブレーキが利かない人になったり、衝動的な行動を起こすなど、残念ながら負の要素が生まれる環境になっているのではないかということでした。

50年前の子育てと現在では急激にお母さんとの関係が変わり、0歳児で保育園等に預けられ、保育園の中で大人の関係が悪い事例があれば、こどもたちはみんな見て育つことになり、施設の人材育成も大事な要素ではないか。

美里で安心して育てられる環境を、町全体で進められたらと思うということでした。

他の委員さんからもスマートフォンの使用に関して、基本的なルールは家庭内で幼少期の頃から教えることが大事ではないか、スマートフォンを与えるタイミングも家庭内で十分に話し合い、相互に理解し我慢する思いも必要ではないかというご意見をいただいております。

議員より、若い大人でも情報の取得はほとんどがスマートフォンであり、テレビや新聞を見ない世の中になりつつある。1つの情報ばかりではなく、複数の情報を照らし合わせて世の中を見てもらいたい。また「スマホ感染症」というように会話を楽しむのではなく、人とのつながりが希薄化しているのではないか、将来の日本を支える若い世代が心配でならないというような意見も出されました。

教育委員会の提案として、メディアコントロールは心のコントロールでもある。幼少期の子育ての中でメディアとの関わり方を学ぶ機会をつくることも大事である。ふさわしい講師を町に招き、いろんなジャンルの方々に聞いていただき、「まちづくり・人づくり・子育て教育づくり」について学ぶ機会をつくるのも必要ではないでしょうか。

長時間のスマートフォンを見るのを防ぐ啓発として、夏休みの夕方「5時になりました。よい子の皆さん帰宅しましょう」と入るときに、その後に「そしてスマホは程々にしましょう」とか、続けて「大人もね」など、防災無線で放送するのもよいアイデアではないかということでした。

幼少期から我慢する心を植え付ける教え、後々の犯罪防止につながるのではないかなどの意見も出されております。

まとめとしまして、今後、議会や委員会でも学校に出向き、こどもたちの様子を見る機会をつくり、併せて保育園や幼稚園にも参観させていただき、特に幼少期のこどもたちに接する保育士さんの対応も大事であると学んだので、早い時期に実現

していきたいと思います。

また、美里町青少年町民会議の育成部会で、メディアコントロールをテーマとした講演会等の企画を考えていただき、親世代も含め、我々大人が学ぶタイミングではないかと強く感じた意見交換会がありました。

次に、7年5月29日水曜日午前10時より行いました委員会の視察について、報告をいたします。

視察場所は宇城市学校給食センター、宇城市松橋町豊崎1528番地の1にある給食センターを視察を行っております。

参加者は、福田副委員長、上田委員、隈部委員、平野委員と私、濱田。宇城市給食センターから植野学校施設課長補佐兼給食センター所長、篠原学校施設課学校給食係長が説明をしていただきました。

議題としまして、宇城市学校給食センターの設立に至る経緯と施設見学でございます。

まず、給食センター建設事業概要について説明します。

市内小・中学校18校、県立高の委託事業1校を含む全19校、約5,500食の供給を可能とする計画の下、建設をされております。給食センターは学校給食法、学校給食衛生管理基準の改定による新基準への適合を図るため、1階の調理場は完全ドライシステムを採用し、安心・安全な給食の安定的、かつ継続的な提供を目指しております。併せて、調理工程の見学スペースや研修室に加え、アレルギー食対応の専門調理室なども備えてあります。また、災害時の被災時には一定の調理機能や炊き出し機能など、防災機能も備えてあるそうです。建物は床面積3,812平方メートルの鉄骨造りで、学校施設環境改善交付金及び合併特例債を活用し、整備をされております。

次に、事業概要ですが、平成27年度基本構想、基本計画の策定、運用開始は令和3年の夏休み明けから開始され、全18校、平成27年度は19校であったが、全ての学校に提供されたのは令和6年4月より行われております。

次に、概算事業費及び財源でございますが、概算事業費は29億8,100万円で、内訳として国庫支出金が2億5,700万、地方債（合併特例債）が25億400万、一般財源は2億2,000万円であります。

次に、調理能力としましては4,500食、最大5,500食ができるそうで、うち、アレルギー対応食150食が可能であり、現在は60食から70食のアレルギー対応をされております。

次に、基本理念及びコンセプトですが、基本理念は、1：安全性、2：公平性、3：効率性とし、コンセプトとして7項目設けられ、①安心・安全、②地場産の食

材を取り入れた給食づくり、③無理なく調理できる食物アレルギー対応の施設、④作業領域はワンフロアのストレートとし、作業効率がよく、快適な作業環境を実施する施設、⑤環境の負荷の低減、コストの縮減を追求する施設、⑥災害に強い施設、⑦食の学びの場としての施設、以上の7項目であります。

次に、委託業務についてですが、随意契約による民間業務委託であります。現在は株式会社東洋食品、令和7年度の従事者数は調理員及び配送人合わせて53名であります、令和11年度までの契約であります。

次に、学校給食無償化事業についてですが、給食調理場を統合し、経費削減を行うなどし、令和5年8月から宇城市小中学校の学校給食費の完全無償化を実施しておられます。全て一般財源で賄っており、令和7年度の小中生分食材費の予算は約2億4,000万円であるということでした。

まとめとしまして、東西に広い宇城市であり、給食センターの位置もバランスの取れた場所に建設されております。給食配送から2時間以内で児童・生徒が給食を食するタイミングで配送計画が組まれております。配送では、食する時間まで保温・保冷するコンテナを使用し、子どもたちが喜んで食べてもらえるように努力をされております。

給食センターでは、食物の違いで下処理する部屋の違いや用途に合わせ、多くの異なるスペースを設けられております。安心・安全を一番に考えられた施設だと感じたところです。

調理員の動線も無駄のない造りで、コンテナに入れられた給食を配送される側にスムーズに移動できる仕組みでもありました。

2階からは一般の方が調理工程を見学する場所も整えられ、保護者や施設見学の方も要望があれば試食できるように整えられております。

旧3給食センターの統合、自校式給食室の統合等で多くの財源を減額したこと、給食無料化を実現されているということです。

配送では、保温・保冷機能付きの二重食缶で食味を向上させることで、自校式にも劣らない給食の提供がされているということでありました。

今回、視察では、試食する計画ではなかったのが反省点でございます。

以上で、閉会中に開催しました総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。5番、高田美千子議員。

○5番（高田美千子君） 皆様、おはようございます。監査委員、高田でございます。

風邪ぎみでございますので、少々お聞き苦しいかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

それでは早速、例月現金出納検査についてご報告を申し上げます。

トップページの③-4、例月現金出納検査のファイルをお開きください。

美里監第43号の公文をご覧ください。読み上げてまいります。

美里監第43号。

令和7年3月27日。

美里町議会議長 上田孝様。

美里町監査委員 大西茂。

美里町監査委員 高田美千子。

地方自治法第235条の2第1項により、令和7年2月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告をします。

1、検査対象 会計管理者及び企業出納員所管の一般会計、特別会計、生活排水事業会計、簡易水道事業会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金（計算表は別紙のとおり）。

2、検査の時期 令和7年3月26日水曜日。

3、検査結果 諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく、確実なものと認める。

以上となっております。

次のページからは、例月現金出納検査調書となっております。令和7年2月分の出納計算書です。基金積立金調書です。基金積立金金融機関別明細書でございます。それぞれページを追って記載されております。金額の詳細につきましては、それぞれご確認をいただきたいと思います。

6ページからは、美里監第2号の公文及び令和7年4月28日に行いました令和7年3月分の例月現金出納検査の結果に関する調書類が記載してございます。

同じく11ページからは、美里監第5号の公文及び令和7年5月23日に行いました、令和7年4月分の例月現金出納検査の結果に関する調書類が記載してございます。

先ほど申し上げましたように、金額の詳細については、それぞれご確認くださいませ。

以上のご報告申し上げたとおり、令和7年2月分の例月現金出納検査につきましては、令和7年3月26日に、大西茂監査委員とともに実施をいたしました。同じく令和7年3月分の例月現金出納検査につきましては、令和7年4月28日に、そして令和7年4月分の例月現金出納検査につきましては、5月23日に、大西茂監査委員とともに実施いたしております。それぞれの検査結果につきましては、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく、確実なもの

と認めたところでございます。

以上で、監査委員報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、濱田憲治議員。

○7番（濱田憲治君） 宇城広域連合議会議員の報告をいたします。

令和7年第1回宇城広域連合議会定例会が令和7年3月21日金曜日、午後4時より、宇城広域連合2階交流プラザにて、参加者が、末松連合長、元松・上田副連合長、宇城市議会より広域議員5名、宇土市議会広域議員3名、美里町より上田議長と、私が参加しております。宇城広域連合事務局と消防本部出席の下、開会をされております。

議題としまして、報告第1号、広域連合長の選任について。宇城市市長に末松直洋氏が当選されたことにより、宇城広域連合正副連合長会議において広域連合長に末松直洋氏を選出されたことの報告がありました。

次に、議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。採決の結果、全員賛成で可決をされております。

次に、議案第2号、宇城広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。採決の結果、全員賛成により可決をされております。

次に、議案第3号、宇城広域連合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。採決の結果、全議員賛成により可決をされております。

次に、議案第4号、宇城広域連合行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定について。採決の結果、全員賛成により可決をされております。

次に、議案第5号、令和6年度宇城広域連合一般会計補正予算（第3号）について。これは債務負担行為の追加で、予算の増額はございません。採決の結果、全員賛成により可決をされております。

次に、議案第6号、令和7年度宇城広域連合一般会計予算について。これは歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,152万9,000円とするものです。令和6年度当初予算35億1,929万6,000円と比較してみると、14億4,223万3,000円の増額であります。主な増額分として、消防費（美里分署・三角分署移転費、高機能消防指令整備事業、屈折型高所作業消防自動車整備事業等）があります。衛生費では、宇城クリーンセンターごみ処理施設解体事業費等が含まれております。そして公債費が主な増額分でございます。採決の結果、賛成多数により可決をされております。

次に、議案第7号、令和7年度宇城広域連合宇城ふるさと市町村圏基金特別会計

予算について。これは歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 735万3,000円であります。歳入では、県支出金県補助金、財産収入財産運用収入でございます。歳出の主なものは、報償費及び宇城ふるさと市町村圏基金利子積立金でございます。採決の結果、全員賛成により可決をされております。

以上で、宇城広域連合議員の報告といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（上田 孝君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第43号から議案第49号及び報告第1号から報告第2号、並びに諮問第1号から諮問第2号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読させます。立道議会事務局長。

○事務局長（立道 誠君） それでは、①の資料、表紙から3枚目をご覧ください。

読み上げます。

議案第43号	美里町総合運動公園グラウンド施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第44号	美里町砥用B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第45号	令和7年度美里町一般会計補正予算（第3号）
議案第46号	令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第47号	令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第48号	令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
報告第1号	令和6年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第2号	令和6年度美里町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について
議案第49号	美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定について
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（上田 孝君） 日程第5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例2件、補正予算4件、その他5件の合計11件でございます。

初めに、議案第43号、美里町総合運動公園グラウンド施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、美里町総合運動公園内に設置している美里町砥用テニスコートの廃止に伴い、関係規定を改正するものでございます。

続きまして、議案第44号、美里町砥用B&G海洋センタ一条例の一部を改正する条例の制定につきましては、当該海洋センタープール屋根部分の撤去に伴い、夜間利用が不可能になったことから、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第45号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第3号）につきましては、主に4月の人事異動に伴う人件費の増減のほか、令和6年度の税制改正に伴い行われた定額減税の実績等により、本来給付すべき給付金を支給する低所得者支援及び定額減税補足給付金や、美里町文化交流センターの大研修室等の空調設備故障に伴う修繕料などの経費に所要の補正を行う必要が生じたため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,098万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億7,109万8,000円とするものでございます。

続きまして、議案第46号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第48号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの3案件につきましては、市町村事務処理標準システムの標準準拠化作業に伴う委託料や、宇城広域連合の介護認定支援システム標準化に伴う負担金などの経費に所要の補正を行うものでございます。

次に、報告第1号、令和6年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び報告第2号、令和6年度美里町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、関係法令の規定に基づき議会に報告するものでございます。

続きまして、議案第49号、美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法並びに美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定により議会の議決を経るものでございます。

最後に、諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるにつきましては、委員2名の任期が令和7年9月30日で満了するため、人権擁護委員法の規定により、委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をい

たさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします。
して、提案理由の説明といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を 11 時 15 分といたします。

-----○-----

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 14 分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 6 議案第 43 号 美里町総合運動公園グラウンド施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 6 、議案第 43 号、美里町総合運動公園グラウンド施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。松村社会教育課長。

○社会教育課長（松村昭則君） 議案第 43 号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑤、議案第 43 号をご覧ください。

議案第 43 号、美里町総合運動公園グラウンド施設条例の一部を改正する条例の制定について

美里町総合運動公園グラウンド施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。美里町総合運動公園グラウンド施設条例にある施設のうち美里町砥用テニスコートを廃止することに伴い、関係条例を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開きください。

美里町総合運動公園グラウンド施設条例の一部を改正する条例。

美里町総合運動公園グラウンド施設条例（平成 18 年美里町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次のページに美里町総合運動公園グラウンド施設条例の新旧対照表を記載しております。ご覧ください。左が改正前、右が改正後となっております。

第 2 条では、美里町砥用テニスコートの名称及び位置が記載されておりますので、こちらの削除をしております。また、別表第 12 条関係につきましては、総合グラウンドの利用に係る料金を規定しており、その料金体系を表で表しているものでご

ざいます。その中のテニスコートの部分を削除しております。

再度、前のページにお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するといたしております。

以上で、議案第43号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第43号、美里町総合運動公園グラウンド施設条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第43号、美里町総合運動公園グラウンド施設条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第44号 美里町砥用B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第44号、美里町砥用B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。松村社会教育課長。

○社会教育課長（松村昭則君） 議案第44号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑥、議案第44号をご覧ください。

議案第44号、美里町砥用B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について

美里町砥用B&G海洋センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。美里町砥用B&G海洋センターの1つである海洋センタープールの屋根部分の撤去工事を行ったことに伴い、夜間利用が不可能になったこ

とから、関係条例を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

次のページをお開きください。

美里町砥用 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例。

美里町砥用 B & G 海洋センター条例（平成 18 年美里町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次のページに美里町砥用 B & G 海洋センター条例の新旧対照表がございますので、ご覧いただきたいと思います。左が改正前、右が改正後となっております。

別表第 12 条関係で、海洋センターの使用に係る料金を規定しております。その料金体系を表で表しているものでございますが、プール利用料金、コインロッカー利用料金について、夜間利用ができませんので、それぞれ 18 時から 21 時までの夜間利用の部分を削除しております。なお、コインロッカーにつきましては、体育館の夜間利用は引き続き可能となっておりますので、プール利用の部分のみ削除をする、そういう形になっております。

再度、前のページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するといったしております。

以上で、議案第 44 号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第 44 号、美里町砥用 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 44 号、美里町砥用 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 8 議案第 45 号 令和 7 年度美里町一般会計補正予算（第 3 号）

**日程第 9 議案第 46 号 令和 7 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号)**

**日程第 10 議案第 47 号 令和 7 年度美里町介護保険特別会計補正予算
(第 1 号)**

**日程第 11 議案第 48 号 令和 7 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)**

○議長（上田 孝君） お諮りします。日程第 8、議案第 45 号、令和 7 年度美里町一般会計補正予算（第 3 号）から日程第 11、議案第 48 号、令和 7 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）までの 4 案件を一括して議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第 8、議案第 45 号から日程第 11、議案第 48 号までの 4 案件を一括して議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことと決定しました。

それでは、議案第 45 号から議案第 48 号までを一括して議題とします。

まず、議案第 45 号、令和 7 年度美里町一般会計補正予算（第 3 号）の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第 45 号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑦、議案第 45 号をお開き願います。

議案第 45 号、令和 7 年度美里町一般会計補正予算書（第 3 号）の 1 ページをお開き願います。

議案第 45 号、令和 7 年度美里町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度美里町の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,098 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73 億 7,109 万 8,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

5 ページをお開き願います。

第 2 表、地方債補正の変更でございます。

起債の目的の過疎対策事業、福祉事業から一番下の過疎対策事業、学校教育事業までの3事業につきまして、限度額の総額1億630万円を1億1,300万円に変更をいたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載のとおりでございます。

それでは、7ページをお開き願います。

今回の補正予算の詳細につきましては、歳入歳出予算補正事項別明細書により、主なものにつきましてご説明いたします。

初めに、2の歳入でございます。まず4枠目の款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援交付金（不足額給付分）4,640万円につきましては、令和6年度の税制改正に伴い行われました定額減税の不足分を補うために給付される給付金の補助金でございます。

次に、その2行下の新しい地方経済生活環境創生交付金385万円につきましては、地方公共団体の地方創生の取り組みに対する補助金で、今回、歳出補正予算に計上いたしております美里町観光戦略策定業務委託料などに充当を予定いたしております。

次に、その下の共創・Ma a S実証プロジェクト補助金1,931万4,000円の減額と、その下の「交通空白」解消緊急対策事業補助金2,228万5,000円の増額につきましては、地域公共交通計画策定に係る国庫補助金を組み替えるものでございます。

次のページをお開き願います。

3つ目の枠の款の18繰入金、項の1基金繰入金、目の1基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、本補正予算の事業実施に伴います財源といたしまして、1,202万8,000円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

9ページからが3の歳出でございます。

歳出におきましては、関係科目におきまして、4月の人事異動に伴う人件費の補正をそれぞれ行っております。

まず初めに、2つ目の枠の3段目をお願いいたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の3財政管理費の節の24積立金の地域振興基金積立金242万3,000円につきましては、ふるさと祭り及びやまびこ祭りの精算金を今後の地域のイベント補助金の財源として積み立てるものでございます。

次に、4段目の目の6企画費の節の12委託料の地域公共交通実証運行委託料3

16万8,000円につきましては、実証運行に係る運行単価を見直すため増額するものでございます。

次のページをお開き願います。

1つ目の枠の節の17備品購入費の買い物支援事業車両購入費270万円につきましては、移動販売用の冷蔵冷凍車両の購入費でございます。

次に2枠目の款の2総務費、項の2徴税費、目の1税務総務費の節の19扶助費の低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）4,400万円につきましては、令和6年分の所得税及び定額減税の実績額が確定したことにより、本来給付すべき給付金を支給するものでございます。

14ページをお開き願います。

1つ目の枠の2段目の款の5農林水産業費、項の1農業費、目の4農業振興費の節の18負担金補助及び交付金の農地利用効率化等支援補助金175万5,000円につきましては、農事組合法人下永富営農組合が国の採択を受けて導入される米の光選別機購入に係る補助金でございます。

次のページ、15ページをお開き願います。

1つ目の枠の款の6商工費、項の1商工振興費、目の2観光振興費の節の12委託料の美里町観光戦略策定業務委託料につきましては、既存予算に400万円を増額し、本庁の戦略的な観光事業を推進するため、町内の観光施設を生かした観光振興を官民一環となって取り組む指針を策定するものでございます。

次に、その下の企業派遣型地域おこし協力隊委託料133万4,000円と、次の枠の節の18負担金補助及び交付金の企業派遣型地域おこし協力隊報奨費負担金233万4,000円につきましては、美里まちづくり公社において、今後、町と連携し、観光振興を推進するため、新たに地域おこし協力隊を募集し、7月からまちづくり公社で勤務していただくための経費をそれぞれ計上いたしております。

次に、その下の地域のイベント補助金100万円につきましては、地域全体の振興を図るため、地域が自発的に催す祭りなどのイベントに対する補助金でございます。

次のページをお開き願います。

3つ目の枠の款の9教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費の節の10需用費の修繕料271万7,000円につきましては、砥用中学校の放送設備が老朽化により故障し、校内放送を含め、緊急放送ができないため、修繕を行うものでございます。

次のページ、17ページをお開き願います。

1つ目の枠の節の18負担金補助及び交付金の美里町特色ある教育推進事業交付

金（教育費寄附金充当分）100万円につきましては、本年度も株式会社ベルネット（オートベル）様から美里町のこどもたちのためにと寄附をいただきましたので、各小・中学校に20万円ずつ交付するものでございます。

次に、一番下の枠の款の9教育費、項の4社会教育費、目の1社会教育総務費の節の10需用費の文化交流センター大研修室等空調設備修繕料1,039万5,000円につきましては、文化交流センターの事務室及び大研修室等の空調設備が故障し、冷房が効かない状況にあるため、修繕を行うものでございます。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第45号の内容説明を終わります。

次に、議案第46号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） 議案第46号についてご説明申し上げます。システム内の⑧、議案第46号の1ページ目をお開きください。

議案第46号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,719万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入でございます。

款の5繰入金につきましては、一般会計からの繰入金として113万9,000円を計上しております。

5ページをお開きください。3歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費につきましては、国民健康保険の市町村事務処理標準システムの標準準拠化作業に伴う負担金として、113万9,000円を計上しております。

以上で、議案第46号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第46号の内容説明を終わります。

次に、議案第47号、令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○**福祉課長（谷口信也君）** 議案第47号についてご説明申し上げます。⑨、議案第47号をご覧ください。

令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお願いいたします。

議案第47号、令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ520万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,861万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和7年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをお願いいたします。事項別明細書の2歳入でございます。

款の7繰入金、項の1一般会計繰入金、目の5その他一般会計繰入金、節の1事務費繰入金198万円は、歳出側の事務費相当を繰り入れるものでございます。

次の款の9諸収入、項の2雑入、目の2第三者納付金、節の1第三種納付金322万1,000円につきましては、令和5年3月の交通事故により被害を受けた介護保険被保険者1名の介護サービス利用分として、第三者行為損害賠償の求償事務を委託している熊本県国民健康保険団体連合会から支払いを受けるものでございます。

5ページをお願いいたします。事項別明細書の3歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費及び項の3介護認定調査費が事務費となります。

第三者行為損害賠償求償事務手数料は、歳入側、第三者納付金の5.1%となります。

宇城広域連合負担金は、介護認定審査会の介護認定支援システムの標準化における運用をクラウド方式へ変更するため、181万6,000円を増額しております。

款の2保険給付費の各項、各目は、第三者納付金による財源組み替えでございます。

最後に、款の7予備費につきましては322万1,000円を増額しております。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第47号の内容説明を終わります。

次に、議案第48号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） 議案第48号についてご説明申し上げます。システム内の⑩、議案第48号の1ページ目をお開きください。

議案第48号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）令和7年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億880万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入でございます。

款の3繰入金につきましては、一般会計からの繰入金として54万円を計上しております。

5ページをお開きください。3歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費につきましては、後期高齢者に関する資格確認書の暫定運用の継続により、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、被保険者全員に資格確認書を交付するため、令和7年7月発送に伴う簡易書留の郵便料として54万円を計上しております。

以上で、議案第48号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第48号の内容説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

明日10日火曜日は午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午前 11 時 42 分

第 2 号

6 月 10 日 (火)

令和 7 年第 2 回美里町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 7 年 6 月 10 日（火）
午前 10 時 00 分 開議

1. 議事日程

日程第 1 一般質問

順番

- (1) 7 番 濱 田 憲 治 議 員
- (2) 6 番 坂 田 竜 義 議 員
- (3) 3 番 吉 住 淳 一 議 員
- (4) 8 番 福 田 秀 憲 議 員

2. 出席議員（10名）

1 番	村 崎 公 一 君	2 番	平 野 保 弘 君
3 番	吉 住 淳 一 君	4 番	隈 部 寛 君
5 番	高 田 美 千 子 君	6 番	坂 田 竜 義 君
7 番	濱 田 憲 治 君	8 番	福 田 秀 憲 君
9 番	今 田 政 行 君	10 番	上 田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	宮 嗣 幸 仁 君	総 務 課 長	坂 村 浩 君
美しい里創生課長	澤 山 誠 君	税 務 課 長	松 永 栄 作 君
住民生活課長	宮 崎 博 文 君	福 祉 課 長	谷 口 信 也 君
健康保険課長	中 川 利 加 君	農 業 政 策 課 長	西 寺 清 君
森づくり推進課長	安 達 浩 一 君	建 設 課 長	富 永 英 司 君
上下水道課長	酒 井 博 文 君	会 計 課 長	長 井 一 浩 君
学校教育課長	中 川 幸 生 君	社会教育課長	松 村 昭 則 君
こども応援課長	隈 部 尚 美 君		

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長 立 道 誠 君 書 記 福 田 咲 文 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、藤川主事の議場内での写真撮影を許可します。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告があっておりまますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め60分以内となっておりますので申し添えます。

7番、濱田憲治議員の一般質問を行います。濱田憲治議員。

○7番（濱田憲治君） それでは、通告に従いまして、今回は3つのテーマについてお尋ねしたいと思います。

まず初めに、宅地開発の促進について、次に、教育振興及び観光戦略について、最後に、選挙管理についての質問をいたしたいと思います。

それでは初めに、宅地開発の促進についてお尋ねしてまいります。

美しい里創生課住まい対策室の取り組まれる役割はどのようなものかということで、上田町長が令和7年度施政方針を3月議会に示されており、その中で、宅地開発の促進により、新しい住民を迎える体制を整えていきたい。また、移住・定住促進と良好な住宅形成の中で、人口の流出を防ぎ、町外から移住・定住を呼び込むために中央北地区において宅地開発を進め、住宅建設への補助制度の創設等についても検討していくと考えを示されております。

令和7年度当初予算において、まちづくり構想宅地開発計画図作成委託料が計上をされ、有安工場跡地周辺やそのほかに中央北地区の上水道給水区域内に宅地開発を目指される計画であると聞いております。

この宅地開発に伴う宅地開発構想計画図とはどういうものか。また、まちの機構改革で、美しい里創生課内に住まい対策室が新設をされ、その住まい対策室が果たす役割はどのようなものがあるのかお尋ねをします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。2つあったかと思います。

1つ目が、宅地開発構想図とはどのようなものかということでございます。令和7年度当初予算の中で宅地開発構想計画図としておりますものは、簡潔に申し上げますと、中央北地区に宅地が広がっている姿、これを住民の皆様にイメージしてい

ただくための構想図になり、イメージパースということでございます。測量に基づく設計図等の製作という意味では、来年度以降の作業を予定しております。

2つ目、住まい対策室の取り組まれる役割ということでございました。令和7年4月1日付で、美しい里創生課内に住まい対策室を設置、現在、2名が係員として配置されております。この住まい対策室では、まちづくり政策係長が副室長を、美しい里創生課長が室長を兼務し、移住・定住の推進と宅地開発の推進を担うこととしております。

移住・定住の推進では、今年度、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金の採択を受けましたので、この交付金を活用して、美里暮らし体験住宅「いろは」を活用した移住体験ツアーや、移住・定住推進のためのプロモーション活動を実施予定です。また、東京をはじめ、大都市圏での移住相談会の開催や、昨年度実施した空き家調査の結果を活用した空き家バンクの登録推進等に取り組んでまいります。

宅地開発の推進については、4月に町長をトップとする庁内連携会議「住まい対策会議」を立ち上げ、中央北地区における宅地開発構想の策定を進めており、今年度中に構想を取りまとめることとしております。この構想の中では、具体的な開発エリア、ニーズに基づいた優先順位や開発時期の想定、開発手法や法的要件の整理等を行うこととしております。

この構想に基づき、来年度以降、関係課と連携しながら、基本設計や工事発注等、具体的な動きを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） まず、宅地開発構想図計画図ということでは、住民の皆さん
が中央北地区に住宅が立ち並ぶイメージをつくっていただくような、そういう図
面であるということでありました。

また、住まい対策室の役割は、堅志田地区に設置された体験住宅「いろは」を活
用した移住体験ツアーや移住・定住促進のためのプロモーション、空き家バンクの
登録推進であるということです。新しく取り組まれることで、宅地開発構想の策定
を進める庁内の連携会議「住まい対策会議」を立ち上げ、今年度中に構想を取りま
とめ、来年度以降、関係課と連携しながら、基本設計や工事契約、発注等の具体的
に動かすポジションだということでございました。非常に重要な役割を担う住まい
対策室というところでございます。

できる限り早く構想図をつくって、構想図は多分委託になっておりますので、それ
が出来上がり次第、基本計画になると思いますので、速やかにそれを進めていただ
いて、宅地がイメージできるように、まずつくっていただければというふうに思
い

ます。

次に、宅地開発の中で、農振除外手続き及び上水道整備工事のスケジュールは合理性を求められているのかについてお尋ねをします。

中央北地区の簡易水道の給水開始が、令和8年度から始まる計画であります。宅地開発地域が定まり、開発地域に農業振興地域がある場合、農振除外の手続きをクリアし、基本設計に基づき、新しい道路の新設がある場合、その新設道路の下に水道管を埋設する工事を同時に施工する仕組みが望ましいと考えております。

宅地開発のスケジュールの中で、農振除外の手続き及び上水道の工事との関係はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 宅地開発の中で、農振除外手続き及び上水道整備工事のスケジュールは合理性を求められる仕組みになるのかというお尋ねでございます。

今年度策定することとしております宅地構想開発では、中央北地区におきまして、現在の活用状況や地目、地理的、社会的条件などから幾つかのエリアに分け、それぞれのエリアを一つ、どのような形に開発することを目指すのか、具体的な開発手法や財源、スケジュール等を整理することとしております。

例えば、一口に宅地開発と申しましても、そこに賃貸住宅を整備するのか、分譲地を造成するのか、開発主体は公営なのか民営なのか、それともPFIのような形を取るのか、加えて、財源をどうするのかといった様々な選択肢を考慮する必要があります。また、ニーズを踏まえた適正な開発規模はどの程度なのか、将来に向けてどのような可能性を持たせておくのかということについても整理しておく必要があります。そのようなもろもろの整理を今年の開発構想の中で行い、来年度以降、基本設計や工事発注という、先ほども説明がありましたが、そういう段階に進めるよう取り組みを進めてまいります。

また、構想策定の動きと並行いたしまして、ご案内のとおり、今、国土交通省緑川ダム管理所と連携をして、有安地区の工場跡地へのダム浚渫土砂の搬入を進めており、来年度後半には、宅地として必要な高さまでのかさ上げが完了するものと考えております。

議員ご指摘の農業振興地域の指定除外の手続き及び水道工事のスケジュールと宅地開発構想の整合を図るということにつきましては、今年4月に、これも先ほど説明がありましたが、府内関係各課による「住まい対策会議」を立ち上げたところでございます。この「住まい対策会議」には、私、それから副町長、美しい里創生課、建設課、上下水道課、農業政策課、こども応援課の各課長が参加し、今年度既に2回開催しているところです。

この会議の場におきまして、各課の事業計画と進捗状況を共有することで、水道工事の進捗、農業振興地域の指定解除の動きとも整合を取りつつ、必要に応じて柔軟に計画を見直しながら進めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 今、町長からの答弁で、住まい対策室の仕組みを説明いただきました。

住宅に関する各課が集まっていたので、そして会議を進めていかれるということで、既に2回、会議も終えられているような状況でありますので、合理性を求められて多分進捗をされていくものだと感じたところです。なおかつ、こども応援課もその中に入っていたいということが、子育てをする若い世代の住宅のことも考えておられるんだなということが分かりましたので、その「住まい対策会議」を見守っていきたいと思ったところです。

次に、有安工場跡地の簡易水道の給水予定時期は、令和10年度になっています。宅地開発計画図を基に基本設計が早期に策定された場合、給水開始年度の見直しがあるのか。

有安工場跡地周辺への簡易水道の給水計画は10年であるが、工場跡地は既に町の土地であり、宅地開発構想計画図及び基本設計が定まり次第、できるだけ早期に新しい住民を迎える場所を整備する必要があると感じております。簡易水道事業の計画予定を見直し、一年でも早く宅地等を完成し、町内的人口流出を防ぎ、町外から移住・定住を呼び込む土地となるように簡易水道工事の見直しがあるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

現在、宅地開発の推進に当たりましては、住まい対策会議において、宅地開発構想と水道整備事業の進捗状況に齟齬が生じないよう、関係各課と情報共有しながら協議を進めているところでございます。

今後も、宅地開発及び水道事業の振興に当たっては、関係各課と連携し、スケジュール調整及び情報共有を図りながら柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 情報の共有を整えて、できる限り早く進めるような形で今、答弁があったと思っております。

もう既に町の土地でありますので、まず最初に、工場跡地周辺が宅地開発のエリ

アになるんではないかと思っておりますので、水道工事も併せて、できる限りそこに合わせるような仕組みで整えていっていただければと思ったところでございます。

それでは次に、教育振興及び観光戦略についてお尋ねをいたします。

まず、ラーケーション、熊本県では「くまなびの日」と言いますが、熊本県教育委員会が実施している「くまなびの日」とは、どういう内容なのかお尋ねをしていきます。

全国放送でのテレビで拝見したもので、学習（ラーニング）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語がラーケーションであります。その特集をされていたのを見ております。愛知県から始まり、茨城県、山口県、栃木県日光市、沖縄県座間味村などの自治体で実施されております。

内容としましては、保護者の休みに合わせ、こどもも学校を休む。出席停止・忌引等の扱いとなるそうです。家族で様々な校外学習をしようという内容であります。今後、全国の多くの自治体でも導入をされるとの報道がありました。

熊本県では、県教育委員会が同様な仕組みで「くまなびの日」として実施をされております。この「くまなびの日」の制定の内容や既に取り組まれている自治体、また、制度のメリット・デメリットなどはどういうものがあるのかお尋ねをします。

○議長（上田 孝君） 中川学校教育課長。

○学校教育課長（中川幸生君） ご説明を申し上げます。

「くまなびの日」とは、「熊本」と「学び」を組み合わせた熊本県が発信する新しい学びの一つです。これは、学校がある平日に、こどもが保護者等とともに学校外で体験的な学習活動を行う場合、欠席ではなく出席停止・忌引等とする制度でございます。

保護者等の休暇に合わせて、取得の届出を所属の学校に提出をして、1年間に3日まで取得することができ、こども一人一人の個性や能力に応じた多様な学びの機会を創出し、可能性を広げができるよう、こどもと保護者等が一緒に体験や探究的な学び、活動を行うことを目的としておられます。

県の教育委員会では、「くまなびの日」を県立学校及び一部の市町村学校に令和6年4月9日に施行し、令和7年4月から本格的に実施をされております。

県内では、令和7年度4月に実施される市町村が9つの市町村となっておりまして、まず、天草市、上天草市、それから和水町、西原村、御船町、錦町、湯前町、山江村、苓北町の9市町村となっております。また、本年度に実施を予定されている市町村が、人吉市、山鹿市、高森町、あさぎり町、水上村、相良村、五木村の7市町村となっている状況です。

なお、「くまなびの日」の取得事例としまして、県立美術館や熊本城、阿蘇火山

博物館等の見学や、農産物の収穫体験または田植え体験、畜産市場見学、競り見学、イベントでの店舗運営体験、被災地でのボランティア活動等の多種多様な取得事例があつております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 説明によりますと、今年が運用する年ということで、多くの熊本県の自治体でもその制度を利用されておる状況であります。

先ほど質問したところで、メリット・デメリットというのも多分あると思うんですけども、メリット・デメリットということに関して何かありませんでしょうか。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） メリットにつきましては、今、中川課長のほうからあつたかと思いますが、デメリットといいますと、3日間取得できますが、その3日間に行うはずだった授業の補填がされないということが一つあります。

それと、そのこどもさん、家族が自由に取つていいという事であります。学校としては、いつでも取れるということありますけど、なかなか授業の組立てが難しくなる可能性もありますので、その点については、取得をできない日を設けるということがなされております。

デメリットについては、以上だと思います。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 今、教育長からデメリットについて大まかなところを伝えていただきました。

そういうことも踏まえながら、町教育委員会として、今後「くまなびの日」の制定を活用していくのかお尋ねしたいと思います。

熊本県内で令和7年度中に参加を予定されている市町村は、先ほど説明のあつたとおりでございます。日本全国どこに行っても、来日外国人、インバウンドの方が多く来日をされており、観光客で観光地がにぎわっている状況でございます。このため、夏休みや冬休みを避けて観光をされる、そして体験をするようなことができるものがこのラーケーションではないかと思っております。

町教育委員会でもぜひ制度を活用し、こどもたちの気づきや様々な体験を通して成長していく過程を親子で実践してもらいたいと思っております。今後、「くまなびの日」の制定を美里町教育委員会として活用していくのかお尋ねをします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 令和6年4月から12月まで、県立学校でこの「くまなびの日」を取得した児童生徒は668人、取得日数は延べ954日となっておりま

す。様々な体験活動が行われ、こども一人一人の個性や能力に応じた多様な学びの機会の創出につながっているようです。

学校現場等からは、「学びの機会が広がり、有用である」、「学校では学ぶことができない体験的な学習ができた」、「苦手なことを乗り越えようとするモチベーションにもつながった」など、評価する意見があつたとのことです。

現在、本町においては、具体的な導入については考えておりませんが、各学校とも相談し、児童生徒や保護者等への情報発信を行い、各学校の状況に応じた柔軟な対応を今後検討していきたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 制度を活用するかということは、検討していくという流れではあると。各学校に意見を聞きながら、進められるということでございました。ぜひ、こどもたちにとってはメリットが大きくあると思っておりますので、どうぞ活用をしていかれますようにお願いしたいと思っております。

それでは、その次の質問でございますが、「くまなびの日」で児童生徒が利用する施設、イベント（農業体験を含む）のプログラムを提供し、「くまなびの日」の受け皿となる自治体を目指さないかということでお尋ねをします。

熊本県では、「くまなびの日」に利用できる施設とイベントをネットで告知をされております。令和7年3月26日更新の内容では、美里町の施設やイベントは掲載されていない状況であります。掲載されている例えとし、県立菊池少年自然の家など、体験して学ぶ施設が多く、その中で登山やキャンプ、アスレチックが人気であると、施設の概要で紹介をされております。

美里町には、美里の森キャンプ場ガーデンプレイスや隣接し、フォレストアドベンチャー・美里もあり、こどもたちも登れる雁俣山や甲佐岳だけなど多くの山々もあります。また、日本一の石段や、元気の森かじかでは多くの体験プログラムを開かれています。農業でも、米高騰により空いている田んぼを借り受け、農業者の指導の下、初心者でも田植えから収穫まで農業体験も可能ではないでしょうか。

今後、美里オリジナル体験プログラムを充実し、県内、県外からラーニングを満喫できる自治体として認知できる町を目指すのもよいのではないかと思っております。山や川、田んぼがない島のこどもたち、親子で体験できる修学旅行的なアプローチや関係人口の創出もできるのではないかと思っております。また、お母さんとこどもだけの家庭もあり、父親代わりをするプログラムの提供も喜ばれる内容ではないかと思っております。

ラーニングの聖地美里、そういうことを目指してラーニングの受け皿と

なる自治体を目指さないか、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎幸仁君） 近年、情報化の進展に伴い、学校でのこどもたちの学習スタイルも急激に変化している中、同時に大切にしたいというのが「人、もの、こと」との関わり合いです。「人」と関わり、「もの」に触れ、「こと」を体験し、経験し、体験を通した実感を伴った学習も大切にしたいと考えています。

こどもたちがこれから著しく変化する社会の中、生き抜く力を身につけられるよう、「くまなびの日」も含めて多様な学習機会の提供に努めてまいりたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今年度、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して、国内外から観光客を呼び込むための観光戦略を策定することとしております。この戦略の中では、インバウンド戦略として、主に台湾をはじめとしたアジア圏からの誘客にどう取り組んでいくのか、実際にプロモーションを行いながら戦略を策定することとしております。

また、国内に目を向けますと、都市圏のファミリー層に、先ほど議員も申されました美里の森キャンプ場であったり、フォレストアドベンチャー・美里など、体験型の観光施設をどう売り込んでいくのかが戦略策定の肝になるというふうに考えております。

そのため、このラーニングの動きが今後、全国にどのように広がっていくのか、そして、新たな旅行需要を美里町に呼び込めるのかなど、注視していく必要があると考えております。

熊本版ラーニングの取り組みである「くまなびの日」であったり、全国版のラーニング、そういったものの受け皿を目指せとのご提案でございますが、まちづくり公社等とも連携を深め、「くまなびの日」あるいはラーニングだけではなく、インバウンドや国内の体験型観光客の誘客も視野に、総合的な環境整備を検討しつつ、本町の観光素材や体験プログラム等のPR、こういったもののPR等に努めていきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 教育長、町長から答弁をいただきました。

申されたとおり、本年度、観光戦略を策定されるということになっておりまして、インバウンド戦略、体験型の観光施設をどう売り込んでいくのか、また、戦略策定の肝になると答弁をいただいたところです。ぜひ、地域資源を生かす上でも、インバウンド戦略とラーニング戦略も同様に考えてもらいたいと思っております。

関係人口の拡大で、その後に移住・定住も可能性があると思っております。ラーケーションで選ばれる自治体を目指してもらいたいと思っております。

最後に、選挙管理についてお尋ねをしてまいります。投票所の集約は考えいかれるのかについてでございます。

現在、町で行われている選挙では、投票日当日の投票箇所は17か所でございます。町の選挙管理委員会では、1票の大切さ、投票しやすい環境であることなどの理由により、投票所の集約はされていない状況でございます。

直近の国政の選挙、2024年10月に行われた衆議院選挙での美里町投票率は55.58%であり、約半分の方が投票されていない現状でございます。高齢化が進み、投票したくても投票所までの移動が厳しい方もおられるのではないかと思っております。

インターネット環境が整備された現在、移動式期日前投票所を導入されているところも多くなっていると聞いております。球磨郡多良木町では、2022年より日時を決めて役場の車で地区を巡回する移動式の期日前投票所を町内15か所に設け、17か所にあった投票日当日の投票所を3か所に集約され、現在に至っておられると聞いております。

投票立会人や投票所に配置する職員の確保が難しくなることを見据え、多良木町選挙管理委員会は投票所の集約と併せ、有権者の投票機会の確保のために移動式期日前投票所や、住所に関係なく投票できる共通投票所も導入されております。また、投票当日に自宅から投票所までの移動に要するタクシーの代金を無料にするような仕組みも導入されております。このような内容を基に投票所の集約がされたと、新聞の記事に記載されております。

美里町の選挙当日では、投票所ごとに2人の投票立会人が必要となり、事務をされる町職員も最低3人が必要と聞いております。投票所での有権者数も異なり、このままの投票所数を維持できるのか。投票機会の確保と有権者の利便性を向上させることが望まれているのではないかと思っております。

投票所を集約することで、必要経費も大きく削減でき、その削減できたメリットを移動式期日前投票所や投票日にタクシーを利用できる仕組みを整え、投票率をこれ以上下回らないように目指すべきではないでしょうか。

現在、投票区で最大有権者数と最少の有権者数の開きは、どういうことになっているのか。今後、投票所の集約について、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 選挙管理委員会坂村書記長。

○選挙管理委員会書記長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃいましたように、本町の投票所は現在 17 か所設置しておりますが、地理的には中山間地域が多く、居住地域が分散しているという特性がございます。

選挙管理委員会といたしましては、有権者の投票機会を確保しつつ、持続可能な選挙体制を構築する観点から、投票所の適正配置について検討を行っているところでございます。具体的には、一部の投票所で地区の公民館等を利用しているため、駐車場が狭かったり畳敷きであるなど、投票所として十分な環境が整っていない例もございます。また、有権者数が著しく少ない投票所もあり、施設運営に必要な人員、コスト面から、今後の在り方を見直す必要があると認識をいたしております。

一方で、投票所の集約を進めるに当たっては、投票率の低下を招かぬよう、慎重な対応が求められます。そのため、過疎化や高齢化が進む地域においては、交通手段の確保が困難な状況を踏まえ、投票所の集約を行う場合には、例えばワゴン車、いわゆるコネクテッドカーによる移動期日前投票所の導入や、コネクテッドカーに必要なネット環境が未整備の地域においては、タクシー等による移動支援など、先進自治体の取り組みを参考にしつつ、その実現可能性について調査検討を進めてまいります。

また、平成 15 年の公職選挙法の改正により、期日前投票の手続きが簡素化され、有権者にとって投票しやすい環境が整ってきております。直近の期日前投票の状況を見てみると、平成 30 年 4 月に執行された美里町議会議員選挙では、全投票者数の 26.6 % が、また、令和 6 年 10 月に行われました衆議院議員総選挙では 45.5 % と、約半分の方が期日前投票に投票を済ませておられます。

こうした状況を踏まえ、投票所の集約やその実施時期につきましては、先進事例を参考にしながら、住民の利便性と公平性を確保しつつ、より効率的な持続可能な選挙体制の構築を目指し、住民や有識者のご意見を伺いながら選挙管理委員会において十分検討をしてまいります。

議員お尋ねの現在の選挙人名簿の登録者数で、一番多いところと一番少ないところの数でございますが、令和 7 年 6 月 1 日現在の選挙人名簿登録者数で、一番多い投票所が 1,393 人で、一番少ない投票所が 53 人となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 総務課長が選挙管理委員会の立場で答弁いただきました。

最後に言われたとおり、投票所で有権者数が 1,393 人が一番多いところということで、最少は 53 名ということで、非常に大きな格差があります。これは格差という表現ではいけないと思うんですが、そういうことになっております。

多良木町では、同じ 17か所あったのが 3か所に集約をされておる実例がござりますので、いろいろなことで学んでいただきて、投票の機会を失わないような形で住民の利便性に近づけていっていただきたいと思っております。

選挙管理委員会では、投票所の適正配置について常に検討を行っておられること、また、有権者数が著しく少ない投票所もあり、施設運営に必要な人員、コスト面から今後の在り方を見直す必要があると認識をされているということでしたので、具体的には示されませんでしたが、今後の選挙管理委員会の協議が活発となるように願って、以上でこの選挙管理については終わりたいと思います。

3点について、お尋ねしたところでございます。

以上で、通告しております質問を終わりたいと思います。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、濱田憲治議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を 10時 55分とします。

—————○—————

休憩 午前 10時 39分

再開 午前 10時 55分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、6番、坂田竜義議員の一般質問を行います。坂田竜義議員。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田竜義でございます。今回、3項目を予定しております。

1つ、新たな食料・農業・農村基本計画について、2点目が、中学校の運営について、3点目が、まちづくりアンケートについて、以上、3点についてお尋ねをいたします。

まず、新たな食料・農業・農村計画についてですけれども、令和6年の6月に食料・農業・農村基本法が改正されまして、それを受け、今年の4月に新たな食料・農業・農村基本計画というのが策定をされました。その基本計画のポイントはどういうところにあるのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

令和6年6月5日に、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律が施行されました。改正後の基本法では、「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の5つを基本理念として掲げられております。特に、食料安全保障に関する

考え方方が抜本的に強化された点が大きな特徴となっております。

この基本法に基づき、具体的な方向性を示す食料・農業・農村基本計画が、令和7年4月に策定されております。新たな基本計画の主な施策ポイントといたしましては、「我が国の食料供給の確保」、「輸出の促進」、「国民一人一人の食料安全保障及び持続的な食料システムの構築」、「環境と調和のとれた食料システムの確立及び多面的機能の発揮」、「農村の振興」、「国民理解の醸成」、「自然災害への対応」の7点となっております。

また、基本計画の実効性を高めるため、目標年を2030年とするKPIを設定し、少なくとも年1回の達成状況を調査・公表、KPIの検証を行い、PDCAサイクルによる施策の見直しをおおむね5年ごとに実施することとされております。

本町におきましても、熊本県が策定を予定している食料・農業・農村基本計画を参考にしながら、地域の実情に応じた施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 概要は分かりました。私は常に質問は、町としてどう捉えるか、大体は今、説明がございましたけども、そういう視点で一応答弁をお願いいたします。

三菱総合研究所というところがレポートを出しておおりまして、この本計画については、『地政学リスクが高まる中で、平時・有事の食料安全保障をいかに確保し、「国内農業の生産性向上やフードシステムの環境負荷削減にどう取り組むか」が注目すべき点だ』ということで押されてあります。

今、答弁がございましたように、基本計画は5年先までの方針・目標・施策を定めるものでございまして、国民一人一人の食料安全保障、これ特徴点、理念ですけれども、それと、環境と調和の取れた食料システムの確立ということが、主に特徴として言われております。また、この改正基本法での基本理念ということですが、従来は食料自給率が唯一の目標でございましたけれども、今回は生産資材や食料自給力の確保といった項目を新たに付け加えているところが特徴だろうというふうに思っております。批判的な部分も評論してございますけれども、この計画がこのグランドデザインの全体的な、いわゆる20年、30年先を見通した農政の大きなビジョンとかグランドデザインが見えていないというような指摘を、この三菱総合研究所はしております。

それから、このPDCA実践の担保ということで、これをきちんとやるべきだということで言っておるわけでございます。また、骨太方針との関係で、目標KPI

の適切な設定ということで、確実にこれをやっぱり進めてもらわないといけないということで指摘をしているところでございますので、十分、町としても参考にしていただきたいというふうに思います。

続きまして、地方創生2.0の実現の施策はどのように盛り込まれているかということでお尋ねですが、地方創生2.0ということで、石破内閣になりまして新たに格上げされたものでございますけれども、この本計画の中での地方創生との関係については、総合的な農村振興、きめ細やかな中山間地域の振興ということで、2025年夏を目処に地方みらい共創戦略というものを策定しますということになつております、この夏に。

それで、「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクトということをつくりまして、官民共創の取り組みを活用した地域内外の民間企業の参加促進、地域の企業の新たな結合による関係人口の増加を図ると、こういうことで、新たにこの地方みらい共創戦略をつくっていこうということになっているところでございます。

そういうことで、この地方創生2.0の実現の施策はどのように盛り込まれておるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

本基本計画におきましては、農村の振興の項目におきまして、議員お尋ねのとおり、地方創生2.0実現に資する施策が盛り込まれております。具体的には、「農業生産の基盤の整備・保全」、「地域の共同活動の促進」、「農村と関わりを持つ者の増加」、「中山間地等の振興、鳥獣被害対策」といった内容が挙げられます。

さらに、地方創生2.0の実現に向け、「総合的な農村振興」及び「きめ細やかな中山間地域の振興」が掲げられており、「所得向上や雇用創出」、「生活の利便性確保」、「中山間地域の振興」など、様々な施策が講じられる見込みでございます。

なお、2025年夏を目処に官民共創の仕組みを活用し、地域内外の民間企業の参画を促進するとともに、地域と企業の新たな連携を通じて関係人口の増加を図り、「楽しい農村」の実現を目指す、「地方みらい共創戦略」の策定が予定されておるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 昨日のテレビでしたかね、総理大臣が「楽しい農村」ということでフレーズが出ておりますが、地方を回ったら怒られたというのが、昨日言われておりました。

それはともかく、この次に質問いたします食料供給困難事態対策法というのが、昨年の6月の法の改正のときに併せて、この新たな食料供給困難事態対策法というのができておりますが、この法律との関係がどうなっているのか、分かりやすく説明していただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本計画、これは食料・農業・農村基本計画ですが、

「我が国の食料供給」の項目におきまして、不測時における食料供給の確保を目的として、令和6年6月に成立した食料供給困難事態対策法に基づく対策が位置づけられているところでございます。

また、政府は同法に基づき、不測時の対策を総合的かつ一体的に実施するための「基本方針」を本年4月に策定しており、「事態の深刻度に応じ、事態の深刻化を防ぐことを目的とした対策」、「事業者の自主的な事業活動・経営判断を尊重した対策」、「政府一体となつた総合的な対策」などが基本的な方向として盛り込まれているところでございます。

議員ご質問の関係性でございますが、食料・農業・農村基本計画と食料供給困難事態対策法は、どちらも食料安全保障の強化を目的としてありますが、とりわけ「不測時における食料供給の確保」という点では、特に関係が深いと理解をしているところでございます。

しかしながら、例えば俗に言う、今回の令和の米騒動における今後の対応策につきましても、農地の大規模化などで生産コストを下げていく旨の主張がされておりますが、このような対策は平野部では可能だと思いますが、中山間地域では簡単にはいかないと思っております。全ての農家が意欲的に営農を続けることが、食料安全保障の強化につながるものと考えております。

地方切り捨ての政策にならないよう、国の動向を注視していく必要があると感じているところであります。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 分かりました。最近の米不足の関係で、今年は米を増産しようというような意見も随分ありますけれども、いろいろ回ってみて話をしてみますと、結局、耕作放棄地に新たに米を作りませんかと言っても、なかなか現実的には、もう担い手がいないですもんね。後継者がおりません。私の村も、あと5年すればどうなるかなということで、本当に深刻なんですよ。こどもがおっても勤めていて、日曜日に加勢するぐらいで、本格的に後を継いで農業をやるかという人はほとんどいないというのが実態ですね。

そして、ある人に尋ねまして、今、飼料米を作っている方ですが、食用米が少な

いから飼料米を食用米へ切り替えることはできませんかと言ったら、なかなか現実は難しいと。土壌の問題、肥料とかいろいろの関係で時間がかかると。いきなりやつてもなかなかうまくいかんですよという、専門の人の意見でした。ですから、簡単にこれは耕作放棄地に米を作ったり、飼料米を主食米に切り替えようとしても、簡単に行かんなどというふうに感じたところでございます。

続きまして、2点目の中学校の運営についてお尋ねをいたします。

まず1つは、中学校部活動の地域移行の現状についてのお尋ねなんですけれども、令和6年の10月28日に、これは政府文科省の関連機関と思いますけれども、部活動改革実行会議の中に、地域スポーツクラブ活動ワーキンググループというものが中間報告というのを出しておあります。その中に、普通一般的には「地域移行」という言葉を使っておりますけれども、この中ではもう「地域展開」という言葉にしようということになっております。いろいろ理由は書いてありましたけども、そういう「地域展開」という言葉にしていこうというのが、正式にどの機関で承認されたかどうかは分かりませんが、今、中間報告の中でそういう言葉が使われております。

私も今まで何度かお尋ねをいたしましたし、ほかの議員も何度かこの地域移行の関係については質問をいたしておりますけれども、ちょうど時期的に令和8年度以降が改革実行期間ということになっておりますし、令和8年から10年までが前期、令和11年から13年までが後期ということで、合わせて6年間が改革実行期間ということでなっております。

令和7年度までは改革推進期間ということでなっていたところでございますけれども、そういう状況を踏まえて、現在の時点の中学校部活動の地域移行の現況ですね、これについてどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎幸仁君） 中学校部活動の地域移行につきましては、近年の少子化による影響や教職員の働き方改革など、本町のみならず全国的な課題となっております。

部活動は、これまで教職員の献身的な働きにより支えられ、生徒の体力や技術向上はもちろん、生徒が主体的に部活動に取り組むことで、生徒同士の人間関係の構築、自己肯定感や責任感、連帯感を養い、生徒の多様な学びの場、活躍の場として生徒にとって教育的意義を有していると考えております。

町では、令和4年度から中学校部活動の地域移行に向けた検討会を計7回開催してきました。さらに、中学校部活動の地域移行に関するアンケート調査を、令和5年7月に町内中学校に在籍する中学生とその保護者、また小学4年生から6年生の

保護者及び中学校の教職員を対象に実施してきたところです。これまでの検討会で寄せられたご意見やアンケート結果、さらには、県が示す「熊本県公立中学校運動部活動における休日の段階的な地域移行推進計画」を基に、「美里町立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画」を令和6年3月に策定し、令和8年度からの地域移行を目指すとし、その後の会議において、具体的には令和8年9月、中体連の終わった9月から移行をするというところを目指としたところです。

ただ、その後の協議や具体的な移行への調整については、進んでいない点もございます。運営に係る事務局体制の整備や指導者の確保と対応、移行により発生する経費の保護者負担や町からの補助金の設定等の課題があり、早急に調整を図り、令和8年度中の地域移行に向けて、「地域の子どもは地域で育てる」という理念の下、課題解決に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 学習指導要領の中に、この地域スポーツクラブと学校の連携が重要だということで指摘をされておりますけれども、そういうことを踏まえて、地域スポーツクラブの現状と中学校部活動との連携はどうなるのか。

3番目の人材バンク、いわゆる指導者の供給というか、そういったところも出でますけども、その連携の状況というのはどうなっていくのかお尋ねをします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 現在、本町におきましては、町スポーツ協会の種目協会や総合型地域スポーツクラブ「元気夢クラブ」など、8つの地域スポーツクラブで、主に小学生を対象に、一部中学生を対象とした活動がなされております。

種目はバレーボール、ソフトテニス、陸上競技、野球、サッカー、トランポリン、体操教室で、町内の体育施設等において毎週2回～4回、1～2時間程度、地元の指導者の下、活動がなされているところです。

この活動に携わる指導者の方々も、これまでの経験や知識、専門性を基にこどもたちへのスポーツの普及、技術・体力向上に向け、平成30年の小学校部活動地域移行後、日々活躍されているところです。

中学校部活動との連携につきましては、地域スポーツクラブの活動に携わる方も検討委員会の委員として加わっていただいておりますので、指導者の確保や今後の部活動の在り方や課題等について、今後もご意見をいただき、連携を図っていきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 分かりましたが、令和6年の11月29日に、熊本市の教育委員会は、少ないですけれども、市自体が部活動を継続するという方針になって

おります。そこで、その教員の指導者については、もう希望者のみということです。されているようでございますけれども、この熊本県の教育委員会の調べでは、2023年12月現在で、人材バンクに登録している目標は、1,600人の目標に対しまして、今は154人ですか、現在。うち女性が24人と、こういう統計が出ております。

町村別では、菊陽54人、合志市47人、大津37人というようなことで、やっぱり50人、40人のところもありますけども、全然少ないところも結構あります。それから、種目別でも、陸上36人、野球20人ということで、人気の種目ごとに多いような状況だというふうに思います。

こういう県教委の方針、熊本市教委はまた別ですけれども、そういう方針を踏まえて、この指導者の人材バンクの登録状況はどうなっておるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎幸仁君） 先ほど議員がおっしゃられました熊本県教育委員会では、公立中学校の部活動を段階的に地域クラブ活動に移行するに当たり、令和5年度から指導者やスタッフとして参加できる方を登録し、地域クラブを運営する市町村に情報を提供して、今後のクラブ活動に活用できるよう人材バンクの登録を行っているところです。

令和7年4月10日現在の熊本県地域クラブサポーターバンクの登録者数は、県内全体で200名となっており、うち美里町への登録者数は10名、種目としましては、ソフトテニス、サッカー、陸上競技、卓球、空手、相撲、吹奏楽、マンドリンの登録がなされている状況です。

現在、町においては人材バンクの登録はございませんが、地域移行に伴う指導者については、現在指導をいただいている顧問の先生や外部指導者、地域スポーツクラブの指導者の方々と調整を図り、地域クラブの指導者として登用を進めていきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 問題は、練習する場所への送迎がいろいろ問題になってくると思います。いずれにしても、結局はその保護者の負担ということになりかねないという、現状では。ですから、その辺りはやっぱりスクールバスとか、いろいろ基準・制限はございますけれども、できるだけ保護者に負担がかからないよう、そういう取り組みをお願いしておきたいと思います。

続きまして、給食費の公会計化についてお尋ねをいたします。

無償化すれば、これは関係なくなるわけですが、今、本町では2分の1の補助と

いうことになっております。その関係で、この公会計化について、どう今現状になっているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎幸仁君） 学校給食の公会計化につきましては、文部科学省より令和元年に、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が作成され、令和5年には、「学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進」について通知が来ているところでございます。

この推進に当たっては、平成31年の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策」において、学校給食費の徴収・管理に当たっては、基本的に学校、教師の本来的な業務ではなく、「学校以外が担うべき業務」であり、「地方公共団体が担っていくべきである」と示されております。特に、学校給食費については、「公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき」と示されたところでございます。

学校給食費の公会計化により見込まれる効果としましては、「教職員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、公平性の確保、給食の安定的な実施・充実」等が効果として挙げられております。

県内の学校給食費の公会計化の導入率につきましては、「今後導入予定」、「導入年度は決まっていないが導入予定」を含めると64.4%と、令和5年度の調査結果と比較すると、45.4%の伸び率を示しており、教職員の業務負担の軽減、学校給食費の公平性の確保が導入率アップにつながっているのではないかと思われます。また、35.5%の自治体は検討中となっており、「業務システムの導入、導入経費の確保、適切な職員の人員配置、食材調達方法の整理」等の支障が挙げられることから、本町においても、公会計化への情報収集や体制整備等が今のところできておらず、今年4月に設置しました学校事務センターとの調整を今後図りながら取り組んでいく必要があります。

学校、教育委員会、町長部局が連携し、公会計化の実施に向けた検討を進めいかなければならないと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） できるだけ早く実施をしていただきたいというふうに思います。

それから、5点目の公営塾についてお尋ねいたします。

今現状は、中学3年生を対象に、中体連以降にやっているということなんですが、いろいろな人と話してみると、やっぱり熊本市の子や孫さんがおられる方と比較

されますもんですから、熊本市あたりはもう小学校から塾に行ったりいろいろするから、できるだけ公営塾については「中学1年生からやってもらえんどか」という保護者の方が随分おられました。

ですから、いろいろ指導する人が熊大の教育学部の学生か院生か、そういった人たちかと思いますけども、なかなかほかの御船町とかほかの町村でも、そういう似たような塾をやっておる町村も幾つかございますけれど、やっぱり熊本市内と比較することはなかなかできませんけども、できるだけ保護者の要望というか、中学1年生あたりからぜひやってもらえないかということについてはどうお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 公営塾につきましては、令和3年度から町内中学校に在籍する3年生を対象に、学校の授業を基本としながらも、生徒の進路に向けた可能性を広げ、生徒一人一人の学力向上を図ることを目的に開講しており、本年度で5年目を迎えます。

放課後や夏休み等の時間を活用し、3年生の部活動が終わった7月から高校入試前までの期間、週2回開催しております。1コマ50分で放課後は1日2コマ、休み期間は1日3コマで授業を行い、教科は数学、英語を中心に取り組んでいるところです。

先ほど申されましたように、講師の先生は熊本大学教育学部の学生にお願いし、各校2名から4名により指導が行われております。

公営塾について、中学1年生から受講できないかとのご質問でございますが、公営塾は進路の幅を広げるための、いわゆる高校入試対策だと思っております。1、2年生時の学習内容が定着しない、あるいは民間の塾に通うのが厳しいため公営塾を行っているという面もございます。しかし、あくまでも学習の基本は学校の授業であり、家庭学習を含め、先生方と連携した学力向上・定着を1、2年生に対しては図っていきたいと考えているところです。

また、1年生から公営塾を開催するとなると、指導いただく講師の確保や部活動との調整等も必要であり、今のところ全学年での開催は考えていないというところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） なかなか厳しいようですね。ちょっと通告していませんが、ちょっと先日、新聞に出ていました。ついでにお尋ねいたしますが、公立中学校では水泳の授業を廃止しているところがいっぱい出てきているということなんですが、本町においてはどうですかね、水泳。

○議長（上田 孝君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎幸仁君） 水泳の授業は、これまでどおり開催予定としております。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 分かりました。次の質間に移ります。

次は、まちづくりアンケートについてお尋ねをいたします。

本年1月集約でしたか、アンケートがまちづくりアンケートということで行われております。このアンケートの目的について、どういう目的かお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明いたします。

アンケートの目的は何かということでございます。令和8年度を始期とする美里町第3次振興計画及び美里町第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向け、町の現状に対する町民の皆様の思いやこれからの中里町へ期待することなどをお聞きするために実施しております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） それでは、当然その集約結果が出ているはずなんですが、この集約率ですね。対象が何名に対して、どのくらいの集約率だったのか。それから、集約結果の特徴について、どうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） アンケートの集約結果というお尋ねでございます。

アンケートにつきましては、18歳以上の美里町内在住者を調査対象とし、配布部数1,800票に対して590票を回収しました。回収率は32.8%となっております。回答者の性別は、55%が男性、45%が女性、回答者の年齢構成は、70歳以上の回答者が最も多く、10から20代の回答が最も少ない結果となっております。

アンケートは全6章で構成され、内容も多岐に及びますので、集約結果について要旨を簡潔にご説明させていただきます。

まず、「今後のまちづくりについて、どのようなことに力を入れるべきだと思うか」ということについて、約30の選択肢から3つを選ぶ形式でお伺いする設問を用意したところ、人口減少対策が25.5%で最も多く、子育て支援が18.3%、農林業が14.6%、高齢者福祉が12.0%、公共交通が11.9%と続いております。もちろんこれらの項目は、町としても重点的に取り組むべき課題と捉えておりますが、改めて住民の皆様からご意見をいただいたものと思っております。

また、「美里町に住み続けたいか」という問い合わせに対して、全体で見ると8割程度の方が「住み続けたい」、「どちらかと言えば住み続けたい」と答えており、特に高齢者を中心に、ふるさと美里町への愛着がうかがえます。一方で、回答者を10代、20代の方に絞ると、「住み続けたい」、「どちらかと言えば住み続けたい」と答えた方が45%程度となっており、年齢層によって傾向が大きく異なっていることも分かりました。

こういったご意見を踏まえ、現状と課題を整理するとともに、今後どのように重点的に取り組んでいくのか、府内各課と協議しながら、美里町第3次振興計画及び美里町第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定作業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 先日説明がございましたけれども、町の一番上にあるのが第2次振興計画ですね。これが令和7年度に終了すると。当初、このまち・ひと・しごと総合戦略については、令和6年度が終了期間でございましたけれども、終期を令和7年度に合わせるということで説明がございました、一応そういうふうになっているというふうに了解しております。

そういうことで、この振興計画と総合戦略の始期も一緒に合わせるということで、そのためのまちづくりアンケートを取ったということなんですが、大項目6項目、小項目15項目にわたって質問があつておあります、特に説明がございましたので、状況については分かったところでございます。

その中で、この幸福や充実した状態と、ウェルビーイングはという項目が別項目の大きな項目で設けられておりました。このウェルビーイングについては、そのアンケートの調査結果についてどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

ウェルビーイングの回答結果ということでございました。今回、ウェルビーイング幸福度調査に関しましては、生活環境、地域の人間関係、自分らしい生き方などについて、住民の皆様の主観的な評価についてお聞きをしております。調査は、国が推奨する全国統一の設問で実施しており、「非常に当てはまる」が10点、「どちらとも言えない」が0点、「全く当てはまらない」をマイナス10点とする5段階評価で、皆様の感じ方をお聞きしております。

大まかな特徴としましては、生活環境について、「地域の自然」、「景観」、「治安の良さ」などについて評価点が高くなっている一方、「住宅環境」、「飲食、

買い物」に関する評価点が低くなっています。地域の人間関係ということにつきまして、同じ町内に住む人たちを信頼しているなどの「地域とのつながり」が高い評価点となっている一方、「女性や若者の活躍しやすい雰囲気がある」の評価点が低くなっています。自分らしい生き方という設問につきましては、「文化・芸術」、「健康状態」に関する項目の評価点が高い一方、「雇用・所得」に関する満足点が低くなっています。生活全般に係る総合的な幸福度・満足度については、各項目について 50～60% 程度の方が、10 段階中 4～6 の「中立」を選択されている状況です。

今回調査しました結果を基に、ほかの自治体との横比較を行うために、デジタル庁の地域幸福度指標の活用サイトへのデータアップロードの準備、申請を現在行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 先日、令和7年6月1日に地方創生基本構想の骨子というのが示されまして、その中を見てみると、今後10年での政策と数値目標をまとめています。

都市部などに住みながら、仕事や趣味で継続的に別の地域に関わる、いわゆる関係人口を 1,000 万人にするというのが出ておりまして、東京圏から地方への若者の流れを倍増させると、人口の偏在解消を目指すと、こういう構想骨子（案）になっております。地方から東京圏への人口流出が依然として増加傾向にあります。実効性ある政策立案が課題となっていると、こういうことでございます。

当然、振興計画、それから総合戦略に盛り込むべき課題というのは、いろいろ今から整理をされていくというふうに思いますけれども、若者や女性に選ばれる地方、10 年後に目指す姿をこの骨子には提示してありますが、都市と地方が支え合う社会に向けて、関係人口をどう増やしていくのかということでの提起がされているところでございます。

人口問題を、いろいろその人口戦略会議が示しておりますけれども、消滅可能自治体ということで、要するに 20 歳～39 歳までの女性の人口が半減する、50% 以上減る、こういったところを消滅可能自治体ということで、県内 18 示してあります、本町も入っております。

そういう中で、この方法としてはいろいろ報道されておりますように、若い人が高校に行くために市内に出る、大学に行くため市内とか県外に出ていく。その人たちがまた都会に就職をします。その人たちをいかに帰ってくるような仕組みをつくるのか、あるいは、もう就職する段階で、もう県内に職を見つけて、ちゃんと県内

で就職できるような環境づくりをするのかと、いろいろそういう仕組みをつくるない限りは、もう人口減少に歯止めをかけるということは難しいんですけども、なかなか難しいと。

ですから、これは今言われているように、自治体の人口の奪い合いというのが現実になっております。先日、長野県の下條村というところの記事が出ておりました。ここも特殊出生率が2.2幾つだったのが、みんなあそこもあちこちから視察に行つたけれども、現状は、近隣の自治体が同じような施策をどんどん出すもんだから魅力がなくなって、今では出生率が1.4ぐらいになったというのが出ておりました。

そういうことで、とにかく自治体の奪い合いだけではいけませんし、結局やっぱりこれはもう自治体でどうこうできるような問題ではないですね。やっぱり国の施策、そういう問題が大きく絡んでくると思います。

やっぱり依然として派遣社員制度がございまして、なかなか正社員は大きくベースアップとかがあっても、やっぱり派遣社員とかになかなか波及しない。政府はその時給を1,500円にしますよということで、いろいろ大きな目標を掲げてございますけども、そればかり言つとっても結局、中小企業は払う能力がないというようなことで、やっぱりそういったところには政府が中小企業の経営者の方に補助金を出してでも、従業員の賃金を上げるとか、いろんな国の政策として、してもらわなきやいかん部分が大分あるなというのを私は思っております。

そういうことで、そういう実態を踏まえて、この振興計画、総合戦略を今から策定されます中で、この人口減少対策、このアンケート自体に人口減少対策の設問があったのか、あるいは、今後その計画の中でどのようにそれを盛り込んでいくのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明いたします。

アンケートの中に、人口減少対策に関する設問があったのかということでございます。

アンケートの中に、「今後のまちづくりについて、どのようなことに力を入れるべきだと思うか」という設問を設けております。これは約30の選択肢の中から3つを選ぶ形式でお伺いする設問を用意しております。そうしましたところ、25.8%の方が「人口減少対策」を選択されており、注力すべき項目として最も多い結果となりました。その理由についてお伺いしたところ、人口減少に歯止めがかかっていないことへの不安感や若者が定着するような職場、商店の誘致を進めてほしいといったご意見、賃貸住宅や定住団地等、若者が定住できる住宅整備が必要である

といったご意見が挙げられておりました。

また、この設問自体、30の選択肢から3つを選ぶ形にしている中で「人口減少対策」に回答が集中したことからも、この問題に关心を持つ方が非常に多いことが分かります。こういったご意見を踏まえて、振興計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 今、何か答えが出たような感じですが、最後に、地方創生総合戦略、人口ビジョンなどとの連携。今、若干触れられましたけれども、この振興計画といわゆる地方創生総合戦略、併せて人口ビジョンを同じ時期に始めるということでございまして、今から策定されますけれども、この辺りとの人口減少対策、あるいは、このまちづくりアンケートの結果について、どのような連携をしていくのかお尋ねをします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 美里町第2次振興計画及び美里町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略は、いずれも本年度計画期間の終期を迎えるので、今回のアンケート結果を踏まえて、計画改定作業を進めていくこととしております。また、人口ビジョンにつきましても、今回併せて見直しを行うこととしております。

現在、副町長をトップ、各課長を委員とする美里町振興計画推進委員会を設置し、5月に第1回の会議を開催したところであります。今後、この会議の中で現状と課題を踏まえ、計画案を煮詰めていくとともに、外部委員を含む振興計画審議会にもお諮りすることで、幅広い視点から計画をブラッシュアップしていくこととしているところです。

また、計画を策定する上で、先ほど議員もおっしゃいましたが、国の地方創生基本構想も意識しながら進めていく必要があると考えております。報道では、観光のリピーターやふるさと納税の寄附者らがスマートフォンアプリを通じて申請、登録証を発行する仕組みを想定した「ふるさと住民」が大きく取り上げられておりますが、そのほかにも教育や介護、地域公共交通など、内容は多岐に及んでいるようございます。

今年度中に構想が策定されるということでございますので、具体的にどのような構想になるのか、また、地方の事業実施財源としての交付金や補助金の制度がどうなるのかなど、しっかりと見極めていく必要があると感じています。

T S M C 進出により、熊本県を取り巻く環境が大きく変化している中、次期振興計画、総合戦略の計画期間である10年間で何をするのか、限られた財源の中で何

に重点的に取り組んでいくのかなど、しっかりと議論を進めてまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 今言われましたように、ふるさと納税も関連してきますけれども、要するに関係人口を1,000万にしますよということで出ております。関係人口をやっぱり増やして、本町におきましては、ランタンフェスティバルじやありませんけれども、やっぱり町外から物すごい人が来まして、そういう人たちをふるさと人口としていかに取り込んでいくのかとか、そういう視点をぜひ持って、振興計画とかをつくっていただきたいと。もうあれだけの人間がふるさと人口になれば、相当なものですねけれども、そして、そういうこととふるさと納税もやっぱりリンクしてくると思いますので、できるだけそういう人たちにふるさと納税、それから、問題は返礼品の問題ですが、やっぱり返礼品のお米もせっかく九州1位を2年連続で取っておりますけれども、もう結局、作られる方も、最初からもう契約販売でされるから、今例えれば30キロを見つけてくれと言われましても、なかなかないんですよ、そういう現実。だから、やっぱりふるさと納税の返礼品用のお米は特別に作る人と話し合いをして、ある程度の一定の枠を確保しておかないと、どこでも返礼品に困つるでしょう。それで、高森町あたりは一定また盛り返したということなんですが、そういうことで、せっかくいい米もありますので、ぜひ最初から生産農家とも稲刈りの前からちょっと話し合いをして、返礼品に使うお米については確保しておいていただきたいと、このように思います。

以上で終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、坂田竜義議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を午後1時ちょうどといたします。

—————○—————

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、3番、吉住淳一議員の一般質問を行います。吉住淳一議員。

○3番（吉住淳一君） 3番、吉住でございます。事前に通告をしておきました内容について、質問をさせていただきます。

本日の質問は、最初に、高齢化と過疎に伴う諸問題について、そして2番目に、

消防・防災対策の強化について、この2点についてそれぞれ質問をさせていただきます。

まず、1番目の高齢化と過疎に伴う諸問題についてということで、①の昨年末から行われた空き家調査、このことについてお伺いをしたいと思います。

近年増加の一途をたどる空き家数ですが、各自治体では増加に伴って起こる弊害を改善し、地域にとってプラスに働くための取り組みを様々な面で展開されていると思います。本町においても、空き家の数は年々増加しており、深刻な状態だと感じています。町としても、空き家バンクの活用や相談窓口の設置など、様々な対策に取り組んでおられると思います。

そこで、本町では昨年末から空き家の実態調査を専門会社に委託し、現地調査を行うと、12月の一般質問で答弁されておりました。AからDまでの4段階で評価することになりましたが、その結果がどうだったのか。また、調査結果の内容を踏まえて、今後どう対応されていくのか、まずはお伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

今回の空き家調査は、昨年9月から今年3月にかけて町内全域を対象に実施しました。現地調査の対象となった物件は1,040件、そのうち空き家と確認されたのが748件でした。議員ご指摘のとおり、今回の空き家調査では、老朽度や管理状況に応じ、AからDの4段階でランクづけを行っています。

調査結果は、そのまま居住可能なAランクが29件、少しの修理で居住可能なBランクが149件、大幅な修理が必要なCランクは449件、居住に適さないDランクが119件、草木が茂っており近づけないなどの物件が2件でした。

これらの物件について、今後どうするのか、所有者の意向を把握することが重要ですので、まずは、郵送で空き家の管理状況や利活用のご意向を確認することとしています。中でも、比較的状態が良好で活用可能性の高いランクA、Bの物件については、利活用に前向きな回答が得られた所有者に対して、空き家バンクへの登録をご案内することで空き家の利活用を後押ししてまいります。

また、空き家バンクを通じて物件を取得または賃借し、改修を行う移住希望者に対して、改修費用の4分の3、上限100万円を補助する空き家バンク定住促進補助金についてもご案内を行っております。この補助制度につきましては、令和4年度から令和6年度までの3年間で累計6件の交付実績があり、空き家の具体的な利活用を後押しする有効な支援策として活用されております。

今後も引き続き、空き家の適切な管理と利活用、定住促進に向けた取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 空き家の実態を把握することを目的に、日本産業新聞というところが2020年に調査した内容によりますと、東日本に比べ、西日本での空き家率が高く、いわゆる西高東低の傾向が顕著であると指摘をしています。東日本と比べて、近隣都市への人口流出が大きいことが要因として挙げられるとしています。ただ、客観的に見た場合、統計上では把握できても、実際の空き家の状態や実態、所有者の意向などについては把握できていないのが現状ではないでしょうか。

答弁がありました本町の空き家調査では、対象物件1,040件のうち、移住可能なAランク29件と少し手を加えれば住めるBランク149件を合わせた178件について、利活用を後押ししていくとのことであります。一方で、大規模な改修や住むのに適さない物件がC、Dランクを合わせると570件に上るわけあります。適切に管理されず、放置された空き家は損傷しやすく、大雨や台風で外装材や屋根材が飛んだり、地震により倒壊したりする危険性が高く、近隣住民に迷惑をかけることになります。

そういったところも今後どう対処していくのか、考えていかなくてはならないのではないかでしょうか。例えば、所有者が遠くに住んでおられるため、実質的な空き家の状態を把握することが難しいといったこともあると思います。周辺の生活環境を著しく損ない、放置することが不適切と認められる特定空家にならないと、空き家バンク等に登録しない例もありますが、特定空家状態では登録する意味がありませんし、自治体も登録を行っていないと思っています。

そこまで放置する理由としては、祭祀関係や住民への配慮、そして、いずれ使うかもしれない、手続が面倒といったことが挙げられると思います。特に、仏壇やお墓の存在を理由にされている所有者が多く、空き家を手放すことに対する親類者からの抗議や、自分の手で手放すことのご先祖様に申し訳が立たないなどが浮き彫りになっているそうです。

そういった課題は残るもの、今後も空き家が増加する中、移住・定住促進の観点から、受け入れる側の配慮も含め登録を進める施策を進めてほしいと考えます。例えば、当該物件の固定資産税の納付書を送付する際に、空き家バンクに関する資料を同封したり、資料の色を白からブルーに変更した結果、問い合わせが増えたという自治体もあるそうです。本町においても、様々な観点から取り組みを進めてもらいたいと思っています。

次に、②です。自治会、嘱託員、区長等の成り手不足をどう捉えておられるかと

いうところで質問いたします。

地方では、人口減少や高齢化に伴い、町内会や自治会、団結会といった地域コミュニティを担う人の成り手不足が深刻化しております。少子高齢化やライフスタイルの多様化、仕事の忙しさなどが原因として挙げられ、地域コミュニティの維持に影響を及ぼしています。それに加え、負担の大きさや近所付き合いの希薄化も背景にあると思っております。

本町においても、家の戸数が増加している地域とそうでない地域では、大きな違いがあると思っておりますが、とりわけ中山間地域では、同じ人が何年も役員を続けなければならなくなり、負担増が深刻になっております。

本年2月の熊日に、配布物の負担が大きいと、福井新聞に掲載されていた記事を例に特集が組まれておりました。高齢化に伴い、成り手不足や地域コミュニティの在り方そのものが問われていると思っておりますが、今後の行政区の在り方も含め、町としてどう捉え、考えておられるのか質問いたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 人口減少や少子高齢化の進行に伴い、地域活動や様々な産業分野で担い手不足が深刻な課題となっていることは認識をしているところです。特に、地域活動の現場では、小規模な行政区を中心に、区長や役員などを限られた方が繰り返し務めておられる、あるいは長い期間勤めておられる、そういう状況も把握しています。

本町の高齢化率は、令和7年4月1日現在で48.8%に達しており、86ある行政区のうち、高齢化率が60%を超える行政区が23区、80%を超える行政区も4区あります。これらの数値からも、地域の担い手不足が今後さらに深刻化し、地域コミュニティの維持が困難となるおそれがあることに対し、強い危機感を抱いているところです。

地域コミュニティの維持は、行政運営を進める上で極めて重要な課題であり、今後も真剣に取り組んでいく必要があると考えております。また、過疎地域などの集落の維持、活性化に向けては、地域の実情に詳しい方を集落支援員として委嘱する制度もございますので、今後の活用について検討してまいります。

議員ご指摘の行政区の在り方につきましては、行政区や地域コミュニティはそれが長年の歴史と多様な事情を抱えており、行政が一律に方向性を示すのではなく、地域が主体的に議論し、考えていくことが重要であると考えています。そのためには、行政としてどのような支援が可能か検討をし、しっかりと寄り添ってまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） そもそも自治会と嘱託会とでは若干違いがあるわけでありまして、自治会長は地域が設置する代表者であり、地域住民の代表として活動を担うのに対し、嘱託会は市や町が設置する行政区の長ということになるかと思います。

本町の区長さん方においては、地域住民と自治体をつなぐ重要な役割を担い、地域活動の推進や課題の解決に貢献されておられ、自治体と町民のかけ橋として様々な活動に取り組んでおられると思っております。

その区長の成り手不足が多くの自治体で深刻化しております。様々な要因が挙げられると思いますが、人口減少に伴う地域コミュニティの希薄化などがあると思っています。本町においても、行政区によって違いはありますが、対策を講じなければならない地区も出てきているのではないか。

答弁では、町内86ある行政区のうち、高齢化率60%以上が23地区、80%以上が4地区あるということで、まさに担い手不足の深刻さが切迫した状態だと感じています。ただ、地域コミュニティの形成は、その地域の自治体自身がつくり上げるものとする認識は私も同感であります。しかし、地域から維持が困難等の理由から支援の手が上がれば、行政としてもしっかりと対応していただくようお願いしたいと思っております。

また、行政から町民へ伝達する広報紙や回覧板、その他のチラシなどの配布を負担に思われている区長さんもおられます。対策の一環でもある、今年度から開始された情報配信システムは情報の共有や意思決定ができ、負担軽減の一役になると思っておりますが、取り扱いが難しいなど、高齢の方からは懸念の声も聞かれます。

これらのことを考えますと、これから行政区の在り方や負担軽減、地域コミュニティの活性化に向けた取り組みが必要になると感じます。多方面から検討していただきたいと思っております。

次ですが、これも高齢化と人口減少が絡んでくる件だと思います。③の町内で亡くなられ、引き取り手のない場合の対応はということでお伺いをいたします。

近年では、高齢者の独り暮らしや介護施設、病院といったところにお世話になられるケースが増えていると感じております。そこで亡くなられた場合、身寄りのない人、すなわち身元引受人がおられないというときに、ご遺体は自治体が引き取り、火葬や埋葬などの後じまいをされているかと思いますが、年々こういったケースは増えてきているのではないか。

ただ、そこにはいろいろな問題も発生してくると思います。費用やその方の財産の問題に加え、まず、引き取り手がないか探すことから始めなければなりません。本町においてもこういったケースはあっていると思いますが、昨今の現状と、どう

といった手順で対応されているのか。また、こういった場合のガイドライン等は設けてあるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

まず、昨今の現状になりますが、亡くなられた方のご遺体の引き取り手がなく、町が対応した事案は直近3か年、令和4年度から令和6年度で6件ございます。年度別では令和4年度が1件、令和5年度が2件、令和6年度が3件でございます。なお、令和7年度に入り、既に1件の事案に対応しております。

対応の際の手順として、警察や医療機関等から引き取り手のないご遺体の連絡を受けますと、直ちに戸籍簿等による親族調査を行い、引き取りの依頼をします。生活保護受給者であった場合は、葬儀を行う葬祭人がいるのかどうかを調査し、並行して、遺留金品の確認、保管をすることとなります。

これらをおおむね3日以内に可能な限り行い、それでも引き取り手がない場合は、身元が分かっている場合は、墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定により、身元が不明な場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法第7条の規定により、町が火葬を行うこととなります。

ガイドライン等につきましては、本町では美里町遺留金品に関する要綱により、遺留金品の取り扱いについてのみ整備がなされております。遺体や遺骨の帰属、納骨の扱い手などにつきましては、法律や指針、基準等がないため、自治体による取り扱いに大きな違いが生じているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 近年増加している身寄りのない高齢者の孤独死、あるいは孤立死ですが、2023年3月に総務省行政評価局が発表した、遺留金等に関する実態調査の結果報告書によりますと、2018年4月1日から2021年10月31日までの3年半で、身寄りのない人の死亡者数は10万5,773件となっています。また、2021年10月に総務省が実施した調査では、全国の自治体が保管する無縁遺骨と呼ばれる引き取り手のない遺骨の数が、合計で約6万柱にも上ったことが判明したそうであります。

無縁遺骨の増加は、自治体や住民の負担になり、近年での社会問題となっています。このような問題への対策や準備が急がれると思いますが、なかなか進んでいないのが現状ではないでしょうか。増加の要因として、単身高齢者の増加や家族関係の希薄化、未婚者やこどもがいなくなった人の増加などが影響していると考えられます。

そんな中、火葬、納骨後、親族が見つかったりとトラブルも発生しており、ガイドライン等を設けている自治体も全体の 11.3% にとどまっています。備えとしては、遺言書を残しておく、葬儀会社に相談しておく、死後事務委任契約を結んでおくなどがあると思います。特に、この死後事務委任契約は、自身が亡くなったときに発生する各種手続を生前から信頼できる人に委任することで、老後を安心して暮らせる一つの方法かもしれません。

いずれにせよ、地方での人口減少や高齢化を考えますと、これらにもしっかりと目を向け、自治体として支援の取り組みが必要になってくると思っております。

次に、④です。高齢による運転免許証の自主返納者支援はというところでお伺いをいたします。

年々増加してきている高齢者による交通事故ですが、2022年の高齢者運転による交通事故の件数は 4,819 件と、前の年より 250 件増加しております。また、事故数全体の割合も 15.4% と増加しております。そして、昨年の交通事故による死亡者数は 2,663 人ですが、その半数以上の 1,513 人が 65 歳以上の高齢者であります。

こういった高齢者の事故防止のためには、運転技能の低下を考慮した運転免許証の更新制度や道路環境の整備、そして、高齢者自身による安全意識の向上が重要だと思っております。そういう中、自ら運転免許証を自主返納される方も増えてきております。そして、自主返納された住民に対して、公共交通機関の運賃を割り引くといった取り組みを実施している自治体が多くあります。

本町においては、美里町運転免許証自主返納者対策事業実施要綱を平成 30 年 10 月に施行しております。対策として、美里町コミュニティバスの利用券を交付するようなことになっていたと思いますが、随分と年数が経過しており、事業補助金においても少額であります。

高齢化に伴い、今後増加してくると思われる免許証返納者に対してどう支援されていくのか。また、これまでどのぐらいの自主返納者がおられるのか。現在検討中であるコミュニティ交通の整備等にも関連してくると思いますが、今後の考え方や取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、運転免許証の自主返納者への支援といたしまして、美里バスの利用券を 1 人 1 回限り 1 万円分交付しており、平成 30 年の制度創設からこれまでに 38 人の方に交付しました。

補助金は、利用券の使用実績に応じて美里バスの運行事業者へ支払う仕組みしておりますが、令和 6 年度の補助実績は 1,000 円と、利用実績は極めて少ない

状況でございます。

この要因としましては、様々なことが考えられます。例えば、病院であれば送迎がありますし、買い物は隣近所であったりご家族、親戚の助け合いで対応されていたり、あるいは、免許返納後は外出そのものを控えるようにされている例もあると考えます。

議員もご承知のとおり、美里バス自体に対しても様々なご意見をいただいているところであり、今年度、新たな地域公共交通の仕組みを構築するための実証実験を行うこととしています。実証実験は、ドア・ツー・ドアの乗合タクシーを基本とした運行形態で行うこととしておりますので、この実験の中で、免許を返納された方を含め、高齢者の皆様の移動の利便性をどれだけ向上できるのかしっかりと検証を行い、次の公共交通体系をつくり上げていきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 先ほども申しましたが、高齢者の運転による交通事故が社会問題化している昨今、免許証を自主返納する高齢者は増加しております。

最近、運転に不安を感じるとか、若い頃とちょっと違うなど、加齢とともに身体も変化していきます。例えば、視野が狭くなったり、記憶力、判断力が低下したり、筋力の衰えや反射神経が鈍くなったりと、そのため若い頃の運転ができなくなり、操作ミスなどが起こりやすくなります。

しかし、そういう状態になっても免許証の自主返納をためらう人もおられます。ためらう理由として、車がないと生活が不便と回答した人が最も多く、全体の8割に上っているそうであります。一方で、家族などに勧められて返納しようと思った人が4割以上を占め、自ら返納しようと思った人もある程度の数おられたそうであります。

こういった運転免許証を自主返納された方への支援を、もっと強化すべきだと考えます。高齢者の移動手段は、生活の質と自立心に大きな影響を与えると思います。車を頻繁に運転していた方にとって、免許返納前は自由なタイミングで出かけることができました。しかし、返納後は、公共交通機関や知り合いの車に同乗させてもらうことになると思いますが、その際に、時間の管理や費用の問題、頼みづらいなどストレスや孤立感をさらに感じることになりかねません。新しい移動手段を見つけて積極的に外出することができれば、社会との関わりが今以上に増え、心身の健康にもつながると思います。

全国の市町村を対象にした令和6年3月の農林水産省の調査では、1,084ある市町村のうち、89.9%が移動手段の対策が必要と回答しております。これらのことから見ても、地域と自治体が一緒になって多方面から進めることが重要だと

感じます。

町長の答弁でもありましたが、現在、本町では交通空白の解消に向けた新たな取り組みに力を入れておられます。免許を持たない高齢者の増加が見込まれる中、こういった支援も踏まえながら、取り組んでいただきたいと思っております。

次の質問ですが、これについても過疎化に伴う生活基盤の衰退化から来る問題であると思っておりますが、⑤になります。ごみ収集に係る経費や収集の在り方、それと質問状には載せてありませんが、ごみの出し方についてもお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の発生以降、外出自粛や生活様式の変化に伴い、家庭から出るごみの量が増加しているように感じています。その影響で、収集作業の遅れに悩まされる自治体も出ているようです。

本町においては、町内の会社に委託されておりますが、ごみ収集業界は収集車の移動効率や収集時間の遅延等の課題を抱えられていると思います。また、ごみを出す側においても、高齢者や独り暮らしの影響で、集積場まで持っていくのが一苦労だとおっしゃる方も出てきておりまますし、決められた曜日以外に出される方もおられます。特に、過疎地域ではこういった事例は今後多くなると見込まれる中、対策を講じる必要があると感じますが、どう捉えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

ごみの収集につきましては、町内に点在するごみ収集場所から処理場まで最小の経費で効率的な運搬ができるよう、事業者とともに計画を作成し、町民の皆様のご理解とご協力により取り組んでいるところでございます。

一方、ごみを出す場合ですが、お困りになっている方への支援として、介護保険制度におけるホームヘルプサービスの家事援助や介護予防・日常生活支援事業でのサービスがございます。このうち、日常生活支援事業は、住民主体による支援であり、ボランティアによる生活援助を主体として日常生活に対する援助を行うサービスになります。要支援1、2または基本チェックリストにより対象者と判定されれば、利用できるものとなっております。

実際、このサービスにおける昨年度のごみ出しへの支援実績としては、実利用者で12名、延べ305回でございました。なお、実際には地域の支え合いの中で支援されている例もあると聞いております。このような共助を推進していくことも、地域福祉が目指しているところでもございます。

本町の人口推計では、総人口は減少しつつも後期高齢者数は増加していく状況にあり、地域で生活される高齢者の生活実態などをしっかりと把握しながら、必要な支

援策を講じていきます。ごみを収集していただく、一方ではごみ出しをされる、双方にとって持続性の確保に関係課とともに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 現代に生きる私たちは、様々な環境問題が存在する社会で暮らしています。世界を見ると、各国の首脳が集まるG7の会議においては、環境問題が毎回議題に上がっておりまます。そして、私たちが身近で毎日出しているごみも環境問題の一つで、増え過ぎたことによる社会問題となっております。とりわけ、地方では過疎化が進み、可燃物やその他のごみ出しに様々な懸念が生じております。

人口減少や高齢化でごみ出しの負担が増え、適切な処理が困難になる可能性があります。例えば、重いごみを運ぶことが困難になり、ごみ出しを拒否するケースが増える可能性がありますし、それに伴い、不法投棄が増えることも予想されます。また、人口減少が進むと税収は減少し、財政が逼迫し、必要な人材や予算確保が難しくなります。こういったことを考えますと、先々、従来の廃棄物処理体制から高齢化社会に対応した廃棄物処理体制にシフトしていくことも考えなければならなくなるのではないかでしょうか。

答弁でもありましたが、本町においては、幾つかの支援制度として、ごみ出しサポート制度や戸別収集サービス、そして費用はかかりますが、介護保険を利用した訪問介護サービス等があるようですので、社会福祉協議会に相談されたり、行政としてもそういった情報の開示と調査、モニタリング等を行い、ごみステーション整備補助金等の活用も図りながら、さらに効率的で持続可能な方法を模索していく必要があると思っております。大変重要な問題だと思いますので、将来に向けた取り組みをお願いしたいと思っております。

ここまで、過疎と高齢化に伴う身近な問題について質問をしてまいりましたが、問題が見えないままでは解決につながらないと思っております。見えにくくなっているものに意識を向けることが重要だと思いますので、身近にある様々な問題にしっかりと目を向けて取り組んでもらいたいと思っております。

次に、2番目です。消防・防災対策の強化についてということでお伺いします。

防災関連につきましては、毎回のように一般質問で質問させていただいておりますが、今回は4項目について質問したいと思います。

まず最初に、山林火災の大規模化に伴う本町の対策はということでお伺いをいたします。

近年、世界各地で山林火災のニュースが相次いでおりますが、国内においても本

年2月26日、岩手県大船渡市で発生した森林火災をはじめ、各地で大規模な山林火災が発生いたしました。特に、大船渡市で発生した森林火災は、収束まで2週間を要する事態となり、鎮火宣言を出されたのは1か月以上たってからでありました。その間、避難指示が発令され、一時4,000人を超える人たちが避難を余儀なくされました。焼失面積は市域の8%に当たる2,900ヘクタールに拡大し、平成以降で最大規模となり、1人が亡くなり、建物被害は200棟を超えております。

政府は激甚災害に指定し、支援を行うと発表をいたしました。その後も、国内各地で山林火災が相次ぎました。

本町においても、面積の7割から8割は山林が占めており、一旦火災が発生した場合、甚大な被害をもたらす可能性があります。森林火災が発生する要因は様々だと思いますが、対策を強化する必要があると感じております。町としての対策をお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

近年における本町の山林火災の発生件数は、令和2年度の1件のみとなっております。ただし、山林火災には至っていないものの、枯れ草火災など毎年のように発生しており、主な原因は、焼却後の残り火や周辺地からの飛び火によるものです。火災は、特に空気が乾燥する冬から春にかけて多く発生する傾向があります。

そこで、予防策としましては、森林法及び美里町火入れに関する条例に基づき、火入れや野焼きに関するルールの周知徹底を図るとともに、乾燥期には注意喚起等を強化するなど、未然防止に努めています。

また、発生時の対策としましては、消防団や関係機関との連携体制の強化に加え、消防用水施設や資機材等の整備を進めております。加えて、地元住民を対象とした初動対応訓練の実施を通じて、火災発生時の迅速な対応力向上にも取り組んでまいります。さらに、大規模火災に備え、常備消防や自衛隊などの広域的な応援体制の整備を進めるとともに、防災行政無線やメール配信、SNSなどの複数の手段を活用した情報伝達体制の充実も図っております。

議員おっしゃいましたように、本町は森林面積が町全体の約7割を占めており、ひとたび山林火災が発生すれば、甚大な被害につながるおそれがあります。そのため、火災の未然防止と発生時の対応力強化は極めて重要であると認識しております。山林火災は、住民一人一人の注意によって防ぐことができます。人命や財産、かけがえのない自然を守るためにも、火気の取り扱いには十分注意していただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 山火事を予防する対策は、各自治体で実際にどう取られているのでしょうか。答弁でもありました、林野庁のまとめでは、山火事の7割が冬から春、1月から5月にかけて集中して発生しております。春先は行楽や山菜採りで山に入る人が増えるほか、農作業前の野焼きなどが山林に飛び火することも原因になっているようです。

そして、地球温暖化の影響により、世界の多くで極端な乾燥と強風が増えて、山火事の発生や拡大が起こりやすくなっていること、また、気温が高いと土や植物の水分が空気中に蒸発しやすくなるので、空気の乾燥だけでなく土や植物の乾燥も進み、さらに燃えやすい状況になっていると、専門家は指摘をしております。

世界資源研究所のデータによりますと、20年前は世界の森林焼失面積は400万ヘクタール前後でしたが、2023年には1,200万ヘクタールを記録し、3倍近くも増大しております。このような状況を考えますと、温暖化対策に取り組むことが最重要になってまいりますが、身近で起こる山林火災は、先ほど申しました人為的な要因が大きいと考えます。

大切なのは、火の不始末を防ぐこと。具体的には、枯れ草のある場所でたき火をしない。火入れの際は、その場を離れない。強風時や乾燥時には、たき火を控える。たばこのポイ捨ては絶対にしない。家庭ごみを庭先で燃やさないなど、基本的なことを守れば、山林火災は大部分が予防できると思います。

せんだって、議会において町有林の視察を行いました。数か所を見て回りましたが、近隣の山を含め、一旦火災が発生したら大変なことになると、実際に見て感じたところがありました。

岩手県大船渡市の山林火災では、長年、消防活動に携わってきた人たちが過去に経験したことがないと口をそろえ、ベテラン消防団員の1人は、現状を見て初めて山火事が怖いと感じたと、当時の心境を振り返っています。取り返しのつかない大規模な山林火災が発生しないよう、町としても地域と連携し、予防や対策の強化に努めていただきたいと思っております。

次に、②です。地震等大規模災害時の職員派遣はということでお伺いをいたします。

総務省はこのほど、南海トラフ巨大地震で甚大な被害が想定される10の県に対し、応援職員を派遣する自治体を事前に割り当てる方針を決めました。被災した自治体に県境を越えて応援職員を派遣する仕組みであります。

被災した自治体は、住民の対応など業務が膨大で人手が不足すると予想されます。総務省は、2018年に応急対策職員派遣制度を立ち上げ、運用を始めました。通

常は、災害発生後、職員派遣を決めますが、南海トラフ巨大地震などの大規模な災害が発生した場合は、被災する範囲が広く、混乱が予想されることから、自治体間の距離などを基に事前に決めておくというものであります。

本町においても、以前一度質問はしておりますが、再度、派遣の流れや人数などについて説明をお願いしたいのと、逆に、本町自身が大規模災害等で被災した場合の支援、受け入れ体制、これについてもお伺いしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

地震等の大規模災害発生時における本町の派遣につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、総務省が定める応急対策職員派遣制度に基づき実施されています。この制度では、被災した市町村に対し、都道府県または政令指定都市が、原則として1対1の対口支援方式により支援が行われています。

令和6年に発生した能登半島地震においても、この対口支援方式が採用され、熊本県では、熊本市を除く県内の市町村により合同チームが編成されました。これにより、令和6年1月23日から5月30日までの期間、石川県輪島市に対し、延べ21回、合計539人の職員が派遣をされました。本町からもこの支援活動に参加し、延べ7回、11人の職員を派遣し、住家被害認定調査業務などを担いました。

また、平成28年に発生した熊本地震の際には、本町が被災自治体として同制度に基づく支援を受け、災害の状況に応じて他の自治体から職員の派遣を受け入れました。実際に、愛知県稻沢市や宮城県女川町などからの職員の派遣を受け、住家被害認定調査業務等の業務に従事していただいたところでもございます。

今後も、能登半島地震や熊本地震での経験を踏まえ、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に迅速かつ的確に対応できるよう、職員の派遣体制の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） まさに大規模災害時に必要なのは、被災自治体を支える全国の応援職員の力だと思っております。2016年の熊本地震の際も、被災地外の自治体から県及び被災市町村に対し、多くの職員が派遣されました。都道府県からの短期職員派遣状況だけ見ても、その規模は地震発生から約6か月半後の10月31日現在で4万6,827人に及んでおります。

しかし、活発に行われている職員の被災地支援ですが、そのたびに応援、受援に関する問題が挙げられ、被災自治体側での応援受け入れ体制の整備が指摘されているところでもあります。

防災対策は、担当課が積極的にやればよいというような自治体もあると思いますが、災害対応は多くの課にまたがることばかりであります。自分の担当領域を把握するのは当然でありますが、これは自分の仕事ではないと手をつけないのはあり得ません。前後の業務を想定して、隙間なくつなぐ意識が大切ではないでしょうか。職員全体で防災スキルを高め、人材育成の機会として積極的に職員を派遣し、その経験や知識を組織内で共有することが重要だと考えます。

また、職員として住民を守るため、外に出られるよう、家族での話し合いと準備も大切だと思います。地方公務員の役割は、個別自治体だけの奉仕ではなく、自治体間で職員を派遣し、応援するという自治体全体への奉仕が求められる仕事だと思っておりますので、今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次、③です。災害時に備える行政備蓄品の現状と取り組みということでお伺いをいたします。

政府は今年2月末、防災庁の設置に向けた政府の有識者会議の会合を初めて開き、大規模災害では行政の対応に限界があり、民間との連携が重要になるとして、官民連携の橋渡し役としての機能を担わせるべきだといった意見が出されました。

本町を含む地方の行政機関では、大規模な災害が発生した場合、ライフラインが寸断され、自力で食料や生活必需品を調達できない状況に陥る懸念があります。災害発生時に住民の生活を支援し、社会の機能維持に不可欠な役割を果たす行政備蓄品の存在は非常に重要だと思っております。本町においての備蓄の状況や種類、備蓄倉庫などの整備も含め、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

本町では、大規模災害に備え、他の自治体や民間事業者等と締結する災害時応援協定を締結し、物資の確保等に努めてきました。しかし、平成28年の熊本地震では、物資の調達や輸送が平時のように機能せず、物資不足が深刻な課題となりました。

この教訓を踏まえまして、町では災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、美里町備蓄計画を策定したところでございます。本計画では、災害発生から物資が届くまでの約3日間に必要な飲料水、食料、生活必需品等を備蓄する方針を定めております。

そこで現在、本町の備蓄品目は13品目ございます。主なものとしまして、食料品では、アルファ化米や乾パンなどを1万5,200個、乳幼児粉ミルクを約90缶、飲料水では、500ミリの水が約1万1,900本、衛生用品では、大人用おむつが約2,000枚、こども用おむつが約1,100枚、トイレットペーパーが約

240巻、生理用品が約1,600枚ございます。また、設置型トイレが160基、携帯トイレが500回分、また、トイレ洋式化アタッチメントが44個となっております。そのほか、避難所生活用品としまして、毛布や簡易ベッド、パーティション等を備えております。

また、これらの備蓄品を保管できる備蓄倉庫でございますが、現在、中央庁舎防災倉庫と砥用庁舎、総合体育館、砥用中学校の4か所ございます。今後の取り組みとしましては、本年度、新たに国の交付金を活用し、砥用B&G海洋センター及び砥用中学校体育館横に備蓄倉庫の設置を予定しております。

また、備蓄品につきましても交付金を活用し、ワンタッチパーティションを200張り、自動圧着式の簡易トイレを25台、スポットクーラーを20台、簡易ベッドを200台、購入を予定しております。今後も備蓄品の賞味期限等による入替え等もありますので、必要数を確保していくため、交付金等を活用しながら備蓄計画を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

訂正をさせていただきます。申し訳ございません。携帯トイレが5,000回分です。失礼しました。修正いたします。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 訂正いただきました。2011年3月に発生した東日本大震災の際には、内閣府の推計で約515万人の帰宅困難者が発生したとされており、2016年の熊本地震では、最大避難者数が18万3,882人で、県人口の約1割に上りました。また、避難所も855箇所で開設されております。

本町においても、大規模な地震等による災害が発生した場合、山間部では孤立する集落が発生し、それに伴い、帰宅困難者も多く出てくると予想されます。また、開設した避難所や車中泊者に対しても対応が急がれます。

そういう事態を想定した場合、備蓄品の備えは万全でなければなりません。特に食料と水については、生きるために不可欠な要素になります。災害が発生した際に、自治体が開設した避難所においても、避難者の健康を維持し、災害関連死を防ぐという観点から、食料と飲料水の備えは自治体の重要な責務の一つと言えます。

しかし、量・質ともに備蓄が十分とは言えない自治体もなくはあります。加えて、十分な食料や水の備蓄、供給があっても、実際には被災者に届かないケースも起きております。また、避難所等で使用する各種資材においても同様であります。

本町においても、様々な有事を想定した行政備蓄や備蓄倉庫の拡充を進めるべきではないでしょうか。本町においては、備蓄倉庫を新たに2か所設置されることでありますが、自治体の防災対策は日々進化していると思います。

同時に、新たな課題も浮上しているのが現状だと思います。具体的な取り組みとその過程で生じる課題をしっかりと見極めながら、強化してもらいたいと思いますし、住民も、自治体の防災対策を知ることで、一人一人の防災意識を高める第一歩となるのではないでしょうか。行政と町民が一体となり、対策に取り組んでほしいと思っております。

次です。最後の質問になります。④の防災会議や担当部署において、女性の起用が進んでいないのをどう捉えておられるかというところで質問いたします。

のことにつきましては、昨年9月の議会定例会一般質問において同じような質問をさせていただいたと思いますが、そのときの町長による答弁によりますと、防災会議委員は41名中、女性が4名で、委員全体の1割となっており、非常に少ないと感じている。国が定める目標の15%にも届いていない状況であるとのことだったかと思います。その上で、町としては、男女で異なる支援のニーズに的確かつ迅速に対応すべく、女性の参画を促進していきたい。また、防災にかかわらず、様々な面で女性の登用や採用を行っていくと答弁されております。

そのような中、4月20日の熊日に、防災会議女性起用進まずといった記事が載っておりました。それによりますと、県内では女性の防災職員がいまだ0の市町村が14あるそうです。市町村の割合では、本町は防災会議委員が9.8%で、防災担当部署においては0となっております。再度、現状と今後どう展開されていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 防災会議への女性の登用につきましては、令和6年9月の定例会一般質問におきましても、災害時、男女で異なる支援ニーズに適切かつ迅速に対応するためにも、女性の参画を促進していきたいと答弁したところです。

市町村防災会議の組織につきましては、災害対策基本法の規定により、都道府県防災会議の組織構成に準じて条例で定めることとされており、委員の多くが職務上の指定、つまり充て職によるものとなっております。充て職であることから、現状では女性の登用が難しい面もございますが、学識経験のある者の中から町長が任命できるとする規定もあることから、今後も女性の積極的な登用について検討を継続してまいります。

防災担当部署への女性職員の配置につきましては、女性の視点を取り入れた災害対応の観点から、多様性の確保が重要であると認識しております。一方で、災害時には泊まり込みを伴う業務などが発生することから、子育てや介護など家庭との両立が求められる職員にとっては、配置が困難な状況もあると承知しているところです。

女性の視点を防災施策に反映するという観点からは、平時より防災担当部署と女性職員との連携を強化することで、多様な意見や視点を取り入れることも可能と考えております。まずは、こうした連携の在り方を具体的に検討してまいります。

避難所運営につきましては、令和6年に発生した能登半島地震において、女性用物資の配布を男性職員が行っていたとの報道もございました。このような事態を踏まえ、避難所に派遣する職員の男女構成比についても再検討し、避難所で生活される全ての方々、特に女性への配慮が適切に行える体制を整備してまいります。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 災害時の女性起用は、避難所運営や防災対策において女性の視点を取り入れ、より質の高い対応を実現させるために大変重要だと思っております。国も女性の防災参画を推進しており、地方防災会議での女性委員の役割向上などを目標に挙げております。

災害時による影響やニーズは、男女によって異なります。例えば、避難所での生活において、女性は女性専用の物資が必要になりますし、更衣室や個室が不足する課題を抱えやすい状況になりがちです。

そういう中、女性の防災意識は高く、避難所運営や地域の防災活動に積極的に参加する傾向にあるかと思っています。様々な社会的要因による災害時の混乱を最小限にとどめることからも、女性の防災参画は大変重要だと思いますので、本町においても様々な面からアプローチをし、女性を取り入れた対策の強化に努めていただきたいと思っております。

ここまで、防災関連について質問させていただきましたが、今年も梅雨入りを迎える、これから大雨や台風などによる災害発生のリスクが高まる季節を迎えます。何事も起こらないのが一番よいのですが、起こった場合の対応が後手に回らないよう、しっかりと準備を進めてもらいたいと思っております。

以上で、今日の私の質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、吉住淳一議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を午後2時15分とします。

—————○—————

休憩 午後1時57分

再開 午後2時15分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、8番、福田秀憲議員の一般質問を行います。福田秀憲議員。

○8番（福田秀憲君） それでは、通告しておきました2点について質問をいたします。

まず、第1点は、上水道について、第2点は、スマートフォン等の利用について、質問をいたします。

まず、上水道について質問をいたします。

水源の有機フッ素化合物ということで、最近新聞をにぎわしておりますけれども、P F A Sと言いますけども、それは永遠の化学物質ということで、このP F A Sには1万種以上あって、水や油をはじき、熱に強い性質から、料理用のフライパンや泡消火剤などに、また化学物質にも強いため、半導体の製造などにも幅広く利用されています。

しかし、このP F A Sには、自然界で分解されにくく、環境中や生物の体内に蓄積するという厄介な特徴があります。大気中に放出されたP F A Sを雨水とともに大気や海、土壤を循環し、汚染が世界中に広がっているということが明らかになっております。

人体の影響についても、様々な健康調査、研究が行われているところであります。発がん性があり、肝臓、腎臓、甲状腺、免疫機能への悪影響が懸念をされているところであります。県内では、宇土市松山最終処分場、宇城市的簡易水道の水源などが国の暫定目標値を超えるP F A Sが検出されております。

そこで、美里町にも栗崎の最終処分場というのがあります。それと、町の簡易水道の水源も4か所にあるわけであります。この水源または処分場の水質検査は、暫定目標値に満たないというので問題なしという報告も受けておりますけれども、これは国、県からの要請にて調査測定されたものでありますけれども、再度、甲佐から供給される水源の水質の測定結果も含めて、再度確認をしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

まず、町営水道の水源といたしまして、本町の町営水道の水源は現在、旧砥用地区3か所、それから中央北地区簡易水道事業に利用する小窓水源を合わせた4か所となっております。

これらの水源について、令和6年度に県の要請を受けまして、有機フッ素化合物、通称P F A Sと言いますが、測定を実施しました結果、4か所全ての水源においてP F A Sは検出されませんでした。また、中央北地区簡易水道事業では、不足する水量においては甲佐町から供給を受ける予定としております。念のため、甲佐町にも確認したところ、甲佐町の水源からもP F A Sは検出されていないとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 松山最終処分場につきましては、検査したときに、その周辺から出ております。ただ、最終的には、その原因は松山最終処分場ではないということに最終的には落ち着いたところです。

美里町は、先ほど栗崎の処分場の話もされました。1回は栗崎処分場を測定したときには、若干高い値が出たわけありますけども、しっかりと集積柵、これが全然掃除されていなかったものですから、集積柵の掃除をし、それから、ろ過剤をしっかりと換えて、その後、測定をした結果、全く問題がない値が出たという報告を受けているところです。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 現在使っている水源とか処分場につきましては、安心できるというようなことで受け止めます。

それと、それ以外の組合が運営する簡易水道、また専用水道、個人管理の水道などがあるわけであります。この水道水を利用する人たちも、やはり不安を抱えているのではないかと思っております。通常の水質検査に加えて、P F A Sの測定を加えると、多額の費用がかかるわけであります。

本来ならば、そのP F A Sの測定は、運営している組合が測定すべきであると思いますけれども、その測定に要する費用が多額になるということですので、その負担が大きいわけであります。町として、その費用面で補助を検討すべきではないかと私は考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

令和8年度からP F A Sの取り扱いにつきましては、水質管理目標設定項目から水質基準目標に移行をされる予定となっております。これにより、水道法の適用を受ける簡易水道組合事業者においては、P F A Sに係る水質検査が法令に基づく必須項目となる見込みでございます。

一方で、水道法の適用を受けない飲料水供給施設や個人の飲用井戸等につきましては、法的な義務が課せられないことから、水質検査が十分に進まない可能性も懸念されるところでございます。

こうした中、熊本県では、令和7年度にP F O S及びP F O Aに係る飲用井戸等の水質検査を支援する補助金交付事業が実施されております。本町としましては、こうした県の支援制度や近隣市町村の動向を注視しながら、将来的に支援策の必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） やはり水というのは、町営水道であっても個人のところであっても、やはり健康に害が及ぶのは同じでありますので、町営の水道は町で実施をされると思いますけれども、やっぱり組合でするとなると、結構、組合も資金的に無理なところがありますので、その辺りは少しあは考えて、みんな平等になるように測定ができればと思う。

これは1回測定すれば、私のところも、硝酸態窒素が出るんですけれども、1回測定して出る。そうすると、大体同じ値が毎年出るわけであります。だから、1回測って、この測定の結果が暫定目標値以内であれば、相当な年月が経たなくては恐らく出ないんじゃないかなと私は思いがしておりますので、この辺りの検討もしていただいて、ぜひ費用面での補助をちょっと検討していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、私が以前質問もしましたけれども、三本松にも最終処分場があります。その最終処分場の下にはすぐ川が流れておりますけれども、その河川辺りは毎年數十か所、水質の検査が行われているということでありますけれども、その中には、P F A S、有機フッ素化合物の測定は行われていないわけであります。これはどのように考えておられるのか。

○議長（上田 孝君） 宮崎住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎博文君） ご説明申し上げます。

現在、河川につきましては年2回、町内17か所において検査を実施しております。この検査は、「生活環境の保全に関する環境基準」に基づき、水素イオン濃度や大腸菌数など6項目について実施しているものでございます。

また、畠野の産業廃棄物安定型埋め立て処分場につきましては、施設下流の金木川で年2回、人の健康の保護に関する環境基準に基づき、大腸菌数、水銀、ヒ素など27項目について検査を行っております。

なお、有機フッ素化合物につきましては、いずれの検査項目にも含まれておらず、現時点では法的な検査義務もないことから、検査は実施しておりません。今後の検査の必要性につきましては、国や近隣市町村の対応状況を注視しながら適切に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） この河川というのも、やはり飲料水と同じで、相当私たちの生活には影響があると思うので、これも今、国・県の指導に従って、ぜひ測定さ

れるように検討をお願いしたいと思います。

美里町の簡易水道の水道水の温度対策というのは、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

中央の佐俣地区から水道水の温度についての指摘を受けました。昨年は猛暑の日が続き記録的な暑さであったことが、水道水の温度が40度を超える日があったというようなことがあります。話によると、冷やしそうめんが冷やしそうめんにならないというような話でもありました。

これに対応するため、上下水道課が原因究明と対策を検討しておられますけれども、その結論が出たのかどうかお伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

町といたしましても、夏場になると町営水道の水温が温かくなるという状況については認識をしているところでございます。

町全体のことをちょっと申し上げますと、町営水道事業は昭和62年に開始されておりますが、当初は国の助言に基づき、配水管の埋設の深さが120センチで施工をしておりました。しかし、平成11年頃から、国の方針変更により、埋設管の深さは60センチから80センチの範囲で施工するようになっているというふうに聞いております。

近年の気温上昇により、配水管の埋設の深さが浅くなった影響が水温に現れている可能性もございます。また、宅内に引き込まれている給水管はさらに浅い深さで施工されている場合が多く、給水管の延長が長くなるにつれて、同様に外気温の影響を受けやすくなってきておるところでございます。

近隣市町村にも、対策状況について照会を行っておりますが、多くの自治体においても同様に水温上昇への対応に苦慮されており、現時点では有効な対策が見いだせていないのが実情のようです。

町では、現時点での対策として、いわゆる泥吐き栓から定期的に水を排出することにより、配水管内の水を循環させ、水温の低下を図る取り組みを行っているところでございます。また、佐俣配水池におきましては、今後検討しているところは、流入水と配水される水の温度を比較することでございます。温度差が確認された場合には、佐俣配水池に対する対策を講じる必要があります。

一方で、温度差が見られない場合には、流入する水自体の温度に問題があると考えられるため、その対策については再検討する必要がありますので、専門的な業者への相談も含めて、何か有効な対策がないかを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 今、答弁いただき、説明をしていただきましたけれども、高温の原因というのは給水タンクとか給水管、配水管、いろいろな場所が考えられると思うんですけども、今、中央北地区の水道工事を施工されているわけありますけれども、今までと同じような形で設備を施していくば、水温の高温が考えられるわけであります。

これは設備が出来上がってからでは、ちょっと対応が難しいのかなという思いがしておりますけれども、一番対策的にできるのは、先ほど上下水道課長が言われましたように、配管の深さを変えたらどうかなという思いが私はしている。というのは、給水管、配水管で相当な距離がありますので、やっぱり浅いと相当温度に影響されるんじゃないかなという思いはしているわけであります。

その辺りの計画を見直して、管路の埋設を深くするような対策を講じたらどうかというふうに考えております。管路の埋設が、先ほど言われましたように60センチということではありますけれども、道路法では60センチ以上になっているんで、深くなるのは制限がありませんので、その辺りの検討をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明申し上げます。

現在、令和5年度から中央北地区簡易水道事業が始まっています。現在の埋設の深さは、80センチから100センチの間で管を埋設しているところでございます。今後、配水管の埋設の深さにつきましては、工事計画において再検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 検討をよろしくお願ひいたします。

続いて、中央北地区簡易水道事業の工期の短縮ということで質問をいたします。

当初計画では、令和5年度から令和14年度までの10年間の工事予定で、中央北地区簡易水道事業の計画ができておりました。それを4年短縮して、令和10年度に完成するような6年計画で整備するように変更をされたわけであります。これはやっぱり住民の意に沿って、大変評価できるところであります。

広報みさと5月号に、令和7年度の中央北地区簡易水道工事の計画が掲載されておりました。工事自体は水源地、配水池、小窓水源地の整備、上中郡の送水ポンプ場の整備、中央北配水池整備、電気計装設備の工事が予定されているわけであります。

す。

現在の工事を見てみると、工事は水源地から配水池、送水ポンプ場と順番に工事が行われているように思います。令和8年度から各地域への配水管が敷設され、各戸への給水管が敷設される予定になっています。

設備の整備と各地区への給水、配水設備の整備と並行して、同時に工事ができないかと。そうすることにより、令和8年度から令和10年度までの工事予定を前倒しして、工期短縮が図れるのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

というのは、住民の人あたりは、どこの工事を今やっているんだと、町の一大工事であるのに、というところもありますので、できれば、今の設備の工事と配水管、送水管の工事を同時に進めたらどうかということですが、どうでしょうか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 当初、本事業は10か年計画での実施を予定しておりましたが、少しでも早く住民の皆様へ安全・安心な水を供給すること、また、町の急激な人口減少を少しでも緩和し、宅地整備の推進につなげる必要があることから、計画期間を10か年から6か年へと前倒しする判断をしたところでございます。

しかしながら、計画期間短縮の検討に当たっては、1年間で施工可能な工事量の限界や財政上の制約といった課題がございました。そのため、関係各課と慎重に協議を重ねた結果、現行の6か年計画が現実的かつ実行可能な上限であると判断し、現在の計画に至ったものでございます。

できる限り早期の事業完了を目指す考えに変わりはございませんが、これ以上の計画期間の短縮につきましては、現時点では困難であると考えているところです。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 町では、令和7年度に宅地開発計画も予定されております。できるなら、宅地開発計画に先行して、なるべく早く給水できるようにしたい。熊本地震の復興工事と同じような思いになれば、それができるのではないかという思いがしていたわけであります。

中郡地区では、宅地開発も進んで、最近数軒の家もできて、また新たに建設中のことろもあります。ネックである水道があれば、もっと宅地建設が進むのではないかと思われるわけであります。

財政面に関しては、議会と町長も一緒でしたけれども、簡易水道事業の補助金について国に陳情して、補助金制度の創設を要望したところでありますけれども、10年間の中でいつかできるんじゃないかなという思いもしておりますけれども、今の状況では、恐らくちょっと補助金は実現が難しいのかなという思いがしております。

ます。

しかしながら、先ほど町長は言われましたけども、財源のことを考えてみると、総事業費というのは期間を短縮しても、その期間やつても、総事業費は変わりませんので、一時的に支出する金額が増える年があるかもしれませんけれどもということと、その辺りの財源の問題はどうにかなるのかなという思いがしておりますけれども。

その工事自体も、何とかこの業者さんも、今は一部の業者さんがやっておられますけれども、ほかの業者さんもおられますので、どうにかできないのかなという思いがしておりますので、質問をしたところあります。その辺りはできるだけ、10年が6年になったんだけども、その中でも先ほど町長が言われましたように、なるべく短縮できるところは短縮していくということでありますので、早く完成することを期待しているところあります。

続きまして、中央北地区簡易水道への加入の取り組みということで、町営水道への加入の取り組みをどのように進めていこうと思っておられるのか。事業の計画、給水人口は2,700人となっておりますけれども、年数が経過するごとに、加入希望者が減少してくるように思われるわけであります。できるだけ早く説明会を開いて加入を促進したらどうかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上田 孝君）　酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君）　ご説明を申し上げます。

現在、加入取り組みとしまして、令和8年度に給水工事を予定している地区を対象に加入説明会を実施し、加入申込書の取りまとめを8月末までに行う予定としております。

今後の予定としましては、令和9年度に給水工事を予定している地区につきましては令和8年度に、令和10年度に給水工事を予定している地区につきましては令和9年度に、それぞれ加入説明会を実施し、その後に加入申込書の取りまとめを行う予定としております。

議員おっしゃいました、少しでも早くというところではございますが、給水工事予定地区における加入説明会を前年度に実施しているという理由につきましては、詳細設計、実施設計の委託が行われない限り、給水対象工事地区の具体的な範囲を明確にすることが困難であるためでございます。このため、詳細設計を委託する段階において、給水工事を予定している地区に対し、説明会を実施するということにしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 先ほど町長のほうから、できるだけ工期を短縮できるなら短縮していくということあります。ということは、設計もそれだけ先に進むということですので、それに合わせて、なるべく早めに加入を募ったほうがいいんじゃないかなと思います。

続いて、スマートフォン等の利用について質問いたします。

今、新聞やテレビなどのマスメディアで、スマートフォンなどの通信機器を使つたいじめや詐欺、殺人などの報道がなされているわけであります。今の時代は、それらの通信機器をうまく使って、共存していかなければならない時代になっているとは思います。

私が所属している総務文教常任委員会は、教育委員さんとスマホの取り扱いについての話し合いをしました。その状況については、先日、総務文教常任委員長の濱田委員長が報告をしたとおりであります。これは町全体の問題として対応していかなければならないところがあると思います。しかし、なかなか全体となると難しいんで、今回は児童生徒の利用について考えてみました。

学校では、使用を禁止されているみたいであります、大半の家庭では、スマホの利用に何の対策もされていないんじゃないかなという思いがしております。それに伴つて、いろんな弊害が出てきているのではないかという思いがしております。

警視庁の調査でも、令和5年度に交流サイトに起因する犯罪被害が1,665人ということで、年々増加しているということあります。このようないろんな弊害が出てきていると思いますけれども、この弊害についてどう考えておられるかお伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎幸仁君） 最近では、自分のスマートフォン等を持っているこどもも多く、電話はもちろん、気軽にインターネットに接続ができ、友達とのコミュニケーションを取つたり、学習のサポートとして調べものしたり、動画視聴やゲームをしたりなど、情報の送受信が容易になっております。

このようにスマートフォン等の機能は充実し、生活に欠かせない便利な反面、こどもたちのインターネット利用に関するトラブル等も発生しており、書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ、SNS等に載せた個人情報の流出、無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用、闇バイト等の情報によりアルバイト感覚で犯罪に加担する危険性が潜んでおります。

また、トラブル以外でも体や生活への影響等の指摘があり、例えば睡眠不足、視力低下、姿勢の悪化、体調不良など、日常生活にも支障を来す危険性があると感じ

ております。

このようなインターネットによるトラブルや身体的な危険を回避するためには、1つ目が、スマートフォン等のフィルタリングの設定、2つ目が、保護者のスマートフォンでの日々の使用状況の確認や使用時間帯の調整、課金制限など、子どもの使用状況に応じた制限、3つ目が、家庭でのルールづくりです。

町では、毎年、学力調査と併せて質問紙調査を実施しており、その質問項目の中で、日常の生活習慣について、小学3年生から中学3年生までの児童生徒に調査をしております。

まず、「平日、何時頃寝ますか」という問い合わせに対し、小学3年生、4年生は「9時頃」が最も多く、3年生で40.7%、4年生で54.0%、小学5年生、6年生は「10時頃」が最も多く、5年生で42.0%、6年生で57.7%となっております。中学生については、学年が上がるにつれ就寝時間が遅くなり、「11時頃」が最も多く、中学2年生で42.4%を示しております。

次に、「平日1日にどれくらいの時間、テレビや動画を見たり、インターネットを使ったり、ゲームをしますか」という問い合わせに対し、小学3年生、4年生は「1時間ぐらい」が最も多く、33.3%、5、6年生は、「2時間ぐらい」で50.0%を示しております。中には、「4時間以上」の子どもたちもいるようです。中学生においても、「2時間ぐらい」が最も多く、30%以上であり、「3時間ぐらい」が30%未満、「4時間ぐらい」が12.5%未満となっているような状況でございます。

このような日頃の生活習慣から、実際に社会でやってはいけないことと、利用目的や利用場所、時間帯などを子どもと一緒に話し合って、スマートフォン等の使用に関し家庭でルールを決め、保護者と相談し合える家庭環境の創出が大切だと思っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 「スマホ脳」という本がありますけども、その本を書いておられる精神科医の人がおられますけれども、読まれた方もおられると思いますけれども、人は精神的な不調から身を守るには、3つの重要な要素があると。それは睡眠と運動、そして他人との関わりであるということが言われています。

教育長がお答えになったように、今、10代の子どもはスマホを使用する時間が非常に増えて、この3つの要素が減って、書く能力や記憶力、集中力、言語能力などが低下しているというふうに、その調査結果が記してあります。

また、世界保健機構WHOが、新たに視力の低下や、オンラインゲーム、テレビゲームのやり過ぎで、日常生活が困難になるゲーム障害というのが依存症の一つと

して認定をしているところもあります。

美里町でも、ノーテレビデー・ノーゲームデー、これを実施されていたように記憶しておりますけれども、まだ続いているのか分かりませんが、先日の熊日新聞に南小国町のりんどうヶ丘小学校で、「早寝早起き朝ごはん」という運動で大臣表彰を受けたという記事がありました。これは平成26年度から運動の一環として、毎月3日を「あったか家族の日」、「Iラブ家族デー」、「ノーメディアデー」、「家族団らん」に設定をされて、結果として、生活習慣や体力がさらに向上したという記事が載っておりました。

やはり便利さの反面、いろんな憂慮をされることがありますけれども、やはり適正利用について少しでもいいから取り組んでいかなければいけないんじゃないかなというふうな思いがしております。先ほど教育長からも、フィルターとかいろいろ話がありましたけれども、できることからやつていけたらいいんじゃないかなというふうに思います。

やはり取り組みとして、保護者などの協力を得て、子どもの端末に、先ほど言われたフィルタリングや機能を設定するとか、家庭内でルールを決めるとか、子どもの安全教育の徹底、ノーメディアデーの設定、子どもたちに適正利用の習慣が身についていけば、将来その人が自分の子どもが生まれたときにも引き継がれるんじゃないかなということで、取りあえず児童生徒の利用について、私たちが考えてその制限を設けるというのを設定したほうがいいんじゃないかなということで、質問をしているわけであります。

国レベルで取り組んでいるところもありますし、オーストラリアでは、16歳未満の子どもを対象にツイッターとかインスタグラム、ティックトックなどの交流サイトの利用を禁止する法律が制定されました。今年の12月から施行されるということであります。

また、IT企業のトップでありますところのアップル社のスティーブ・ジョブズ氏は、自分の子どもには、使ってよい時間を厳しく制限したと。マイクロソフト社創業者のビル・ゲイツは、子どもが14歳になるまでスマホは持たせなかつたと。このつくった人、創業した人たちが自分の子どもにこういう制限を設けるということは、やはり子どもには何らかの影響があるということで、こういうふうに制限をかけているんじゃないかなというふうに思うわけであります。

こういうことから、先ほど言われたノーメディアデーとか、フィルタリングとか、少しづつ何か取り組めるやつは取り組んで、スマホの適正利用について、美里町がモデルとなるような取り組みといいますか、そういうのができていければなというふうに思っておりますけれども、どうですか。もう先ほど言われたやつは、一度に

できるやつから地道に取り組んでいくというのが私はいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上田 孝君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎幸仁君） 先ほど福田議員もおっしゃったように、ノーテレビデー・ノーゲームデー、これについては、一部もう形骸化している部分もございますが、家庭によってはきちんと取り組んでおられるところもあるようです。そして、昨日、濱田議員からも報告があったように、メディアコントロールでそういう取組みも必要かというふうに感じているところです。

町内の小中学校においては、情報教育の年間計画を立て、道徳や総合的な学習の時間等に情報モラルに関する授業を行っておられます。また、こどもたち向けばかりでなく、授業参観やPTAの研修等において、スマホや携帯の安全教室を行っている学校もございます。

さらに本町では、熊本学園大学と包括連携協定を締結していることから、令和5年、6年度に、中央小学校の4年生を対象に、学生が講師を務める「サイバーセキュリティ講座」を実施したところです。

こどもの頃から、情報セキュリティや情報モラル教育を受けることは、個人情報保護や不適切な情報から自己を守る能力、他者の情報を尊重するマナーなどを学習し、情報化社会に対応する力が育まれると考えております。

また、今年度と来年度、中央中学校が県教育委員会から学校安全教育研究推進校の指定を受け、その中で、SNSの利用についての研究学習に取り組むこととなっております。その成果については、他の学校へもぜひ波及していきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） このIT時代に突入して間もないわけですけれども、今後やっぱり不透明なところがあります。また、スマホ利用によるその結果というのは、すぐには出できませんので、数十年後に出てきたときに、期待もしているんですけども、やっぱりどうなるのかなという不安もあるわけであります。

利用の仕方によっては、将来的には個人的な格差あたりが出てくるのではないかと心配をしているところであります。これは、こうやって質問をしていますけれども、やっぱり将来的に大きな問題に私はなってくると思うんです。だから、取り組めるところから取り組んでいくべきではないかなというふうな思いがしておりますので、ぜひ深く考えていただいて、取り組んでいただければと思います。

それと、ちょっと声が私はかすれてしまってから申し訳ないと思いますけれども、これは質問の中でも最後ですけれども、もう50日ぐらい、咳と痰が止まらなくて、

ようやく普通にこれぐらいしゃべれるようになった。これは今流行りで百日咳、そういうのがありますので、皆さんも気をつけていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、福田秀憲議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

明日 11 日水曜日は、午前 10 時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後 2 時 58 分

第 3 号

6 月 1 1 日 (水)

令和7年第2回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和7年6月11日（水）

午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順番

（5） 1番 村崎公一議員

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
美しい里創生課長	澤山誠君	税務課長	松永栄作君
住民生活課長	宮崎博文君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川利加君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設課長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	会計課長	長井一浩君
学校教育課長	中川幸生君	社会教育課長	松村昭則君
こども応援課長	隈部尚美君		

5. 事務局職員出席者

事務局長 立道誠君 書記 福田咲文君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、藤川主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、昨日に続き一般質問を行います。

1番、村崎公一議員の一般質問を行います。村崎公一議員。

○1番（村崎公一君） 1番、村崎です。通告に従い質問いたします。

1つ目が、中学校の部活動の社会体育移行について、2つ目が地域おこし協力隊について、この2点について質問いたします。

1つ目の中学校の部活動の社会体育移行について。

これまでの議会の中でも一般質問において、度々質問されたこともあります。昨日の一般質問の中でも同様の質問があり、内容的に重なる部分もあると思いますが、せっかくの一般質問の場でありますので、そのまま質問をさせていただきます。

中学校の部活動の社会体育移行については、令和5年度から令和7年度を目処に、休日の部活動から段階的に移行していくという方針が出ていたと思います。実際に今年の4月に行われた砥用中学校の部活動総会の場でも、美里町においては、令和8年度の中体連が終わった後から、休日は地域移行していくという説明がありました。

そもそも地域移行する理由として、少子化による部員数が減少し、活動の小規模化、チーム編成が困難になり、今後も少子化の進展が予想され、持続可能性を考えると現在の部活動の形を継続していくことが厳しい状況で、また専門性や意思にかかわらず、教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、難しくなっていくことから、地域移行の必要性ができたわけですが、そこで1つ目の現時点での美里町としての方針はどうなっているかという問いには、先日、同じ内容の質問があり、教育長から美里町では、令和4年度から中学校部活動地域移行検討会を計7回開催し、中学校部活動の地域移行に関するアンケート調査を令和5年7月に町内中学校に在籍する中学生とその保護者に、また、小学4年生から6年生の保護者及び中学校の教職員を対象に実施し、検討会などで寄せられたご意見やアンケート結果などを基に、具体的には令和8年9月からの移行を目指とした。ただ、その後の協議や具体的な移行への調整については、まだ課題

があり、今後も課題解決に向けて取り組んでいきたいという答弁がございました。

印象として、地域移行に移る場合の正解がまだない中で、熊本県としても、移行の準備期間は設定しているが、地域によって実情も違うので、具体的な方針は出でていない印象を受け、あとは各自治体のやり方で進めてくださいというスタンスに受け取れます。

以前、ニュースで熊本市は指導者の確保の目処が立たないからと、移行期間を延ばすなど、独自の方針を取られています。熊本県の中で一番地域移行の受け皿があるはずの熊本市が指導者の確保が難しいと課題を上げられています。長年、砥用中学校、中央中学校の部活動においても、野球、サッカー、ソフトテニス、陸上、剣道は外部指導者の方がいらっしゃいますが、だからといってその方たちに、これから休日の活動は外部指導者の方をお願いしますとなっても、あくまで学校部活動の外部指導者なので、そこまではという方もいらっしゃるかもしれません。

そんな中、両中学校にある女子バレー部の指導者がなかなか見つからないという話をお聞きしました。

そこで、指導者の確保に町としてはどう関わられるのか、お伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎幸仁君） 現在、本町の中学校の運動部活動は6つの部で活動がなされています。そのうち、野球部、サッカー部、バレー部の3つの部活動が部員数の減少により、合同での部活動が行われているところです。

さらに、ソフトテニス部においては部活動のない学校の生徒が部活動のある学校で活動する拠点校方式により、生徒のニーズに対応した取り組みを行っているところでございます。このほとんどの部活動で、顧問の先生や外部指導者による部活動指導が行われており、今後地域移行した部活動の指導者については、地域スポーツクラブの指導者や町スポーツ協会の方々にもご協力をいただき、指導者の確保に努めていきたいと思っております。

また、現在も顧問としてご指導しておられます先生方にも希望調査を行い、今後もご指導いただける先生方への兼職兼業の手続きを円滑に行い、さらなる指導者の確保に努めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 以前の一般質問においても、私は部活動の社会体育移行について質問した際に言ったのが、外部指導といつても、経験者の方なら、ある程度指導はできると思います。私も以前は小学校のサッカークラブの指導をしておりました。8年ほど指導しておりましたけれども、やってみると、やっぱりなかなか大変で、平日の練習と週末の試合等、1年ぐらいだったら頑張ってできるかも

しれませんけれども、やっぱり2年、3年と続くと、それだけ負担が増えてきます。

現在、中学校の方で指導されている方、20年、30年と外部指導されている方もいらっしゃいます。もうそうなるとライフワークのように、それくらいの覚悟がないと地域クラブの運営というのは難しくなってくると思います。もちろん、ただ教えるといつても、実際は練習内容を考えたり、コーチングを考えたり、大人には伝わるが、小学生にはどんな言い方をしたら伝わるかなど苦労もありました。

サッカーの場合、指導者にも資格があり、1チームに1人はD級以上の資格者が必要とかもあります。

そして、まずは平日はこれまでどおり学校で教員が指導、休日は外部指導者ということになるかと思いますが、最終的に完全に地域移行となった場合、チームの運営も任せることになってくるかと思います。

そこで出てくるのがチーム運営という仕事です。運営していくためには、練習だけ教える駄目で、サッカー競技であれば、毎年選手の登録が必要になります。登録しないと、大会に出場することもできません。大会ごとの申し込み、練習日程や練習場所の確保、部費の管理、保険関係など、これまで学校の先生が行われていた業務が出てきます。

完全移行となると、まだ先の話かもしれません。熊本県の地域クラブサポーターバンクで登録されている方も、指導者やチームスタッフとして参加できる方という内容で募集をされておりますが、登録されている方も、基本的にこの競技を、この地域には指導に行けますよという形で登録をされている方がほとんどではないかと考えられます。

先進地の南関町は南関中学校の全部活動に地域の指導者を配置し、地域クラブ運営に関わる一部の業務、選手登録などの業務を総合型地域スポーツクラブへ委託されています。

多良木町は中学校の部活動を総合型地域スポーツクラブへ移行されています。

玉名市は、平日は学校部活動、休日は地域部活動として、総合型地域スポーツクラブが運営されています。

このように早く取り組まれている地域に共通するのが、従来の外部指導者や各種スポーツ協会との連携のほかに、運営をしていくという意味において、総合型地域スポーツクラブとの連携が持続的に地域部活動を続けていくには必要になってくるのではないでしょうか。

ただ、現時点では、美里町の総合型地域スポーツクラブは皆さんボランティアで運営されていて、専属のスタッフがいないため、そこを任せるとというのは難しいと

は思います。

今でも外部指導に来られる方に年間、若干の謝礼は支払われています。ただ、遠征等、外に行く距離も長いですが、ガソリン代にも足りない程度のお礼だと思います。

これが休日に社会体育に移行した場合、そこに謝礼をする想定がされています。学校の先生でも休日に指導を希望される場合は、兼職兼業の許可を取れば休日にも指導されると思いますが、そうなると、部としても新たな支出が発生します。

今後、指導者への謝礼などで保護者負担、部費の増額が考えられるが、町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 地域移行後の指導者への報酬については、部活動に加入している生徒数及び保護者の負担等を考慮し、今後、検討委員会において協議を行い、さらに休日だけでなく、将来の平日を含めた地域移行となったときのことも想定して、本町の実態に合った適正な金額を設定していきたいと考えているところでございます。

また、保護者の負担額についても、受益者負担を基本としながらも、町からの補助金や団体からの協賛金等の支援策も検討しながら、活動の停滞につながらないよう、できるだけ安価で適切な金額を設定していきたいと考えているところでございます。

まだ、国・県の方針等も定まっておりませんので、そういったところの情報も収集しながら金額設定を考えていきたいと思っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） まずは休日移行に向かって動いていくわけですが、最終的に完全移行となれば、地域クラブの持続可能性や指導者の質、安全管理、倫理観、指導力、費用負担の増加、学校部活動と比べて平日は活動時間が少なくなり、夜間の練習、休日の活動、保護者の負担として送迎や、学校の関与が減ることで学校との連携が不足する、地域によっては選択肢が極端に限られるなど、課題が想定されています。

まだ先のことといっても、最終的に完全移行という形にするのであれば、今後も検討委員会で十分な議論を続けていってもらいたいと思います。

次に、2つ目の地域おこし協力隊についてお伺いいたします。

2009年、平成21年度から始まった地域おこし協力隊制度ですが、総務省が所管する制度で、人口減少や少子高齢化など課題を抱える地方自治体が都市部などから人材を受け入れる制度です。

令和6年度の地域おこし協力隊の隊員数は全国で前年度から710名増えて7,910人となり、取り組み自治体数は前年度から12団体増えて1,176団体となっております。これは受け入れ可能自治体1,461団体の約80%となっております。

都道府県別で見ると、北海道が1,307人で、受入れ数が全国1位で、熊本県は327名で全国で4番目の受け入れ数となっております。全体的に見ると、東北地方が多く、これは震災復興などの影響もあるのではないかと思われます。

男女比では男性61%、女性39%となり、年齢構成は19歳までが0.2%、20代が33.2%、30代が31%、40代が20.5%、50代が10.9%、60歳以上が4.2%となっております。

雇用形態として、雇用型や委託型、団体委託型、これは言い方としては企業委託とか、団体委託とか、言い方はあると思うんですが、そういう形があり、全体的に隊員数は右肩上がりに増えており、総務省としても、地域おこし協力隊を移住促進の柱として考えているところがあると思います。

そこで、美里町のこれまでの地域おこし協力隊の実績並びに定着率及び今年度の隊員数はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

地域おこし協力隊につきましては、平成25年に初めて隊員を採用して以来、令和7年現在までに累計17名を受け入れてまいりました。任期を終了された10名の進路につきましては、町内に定着された方が6名、そのうち町内に就職、就農した方が3名、起業された方が2名、町外への就職、就農が1名、町外への転出や帰郷された方が4名となっております。このうち2名の方が現在も本町に居住されており、町内への定着率は約20%となっております。

また、今年度の協力隊員の数は、6月1日時点で7名であり、6月より新たにeスポーツ関連の活動を行う隊員1名を採用する予定としております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 地域おこし協力隊を募る場合は、自治体が地域協力隊に求めるミッション、活動内容を決め、応募条件や待遇などの募集要項を決めて募集を始めるという流れになるかと思いますが、主な活動内容として、まちづくり支援、地域コミュニティの再生や、空き家・空き店舗対策、観光関連、情報発信、自治体の観光戦略づくりやPR活動など、また、農業、畜産業、林業などの第1次産業や伝統産業に従事し、活動期間中に知識・技術を身につけ、活動期間終了後

には、その産業に本格的に携わることを目指す自治体もあります。

そのほかにも、教育支援、高齢者支援、移住支援など、地域の様々な課題に地域おこし協力隊を活用しています。先ほど、熊本県は全国で4番目に多い327名の地域おこし協力隊を受け入れていますが、中でも高森町は、全国の自治体の中でも5番目に多い45名を受け入れています。そういった中で、受け入れが多い自治体と少ない自治体の差は何なのか。そこで、地域おこし協力隊の受け入れには何か条件があるのかお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

地域おこし協力隊の受け入れに当たっては、地域要件と地域協力活動要件の2つの要件を満たす必要があります。

まず、地域要件については、都市地域から過疎地域等のいわゆる条件不利地域へ住民票を異動した方が条件とされております。

次に、地域協力活動要件といたしましては、地域の活力の維持・強化に直接資するものであり、かつ公益性を有する活動であることが求められております。活動内容につきましては、町の実情を踏まえ、自治体が自主的に判断、決定することとなっております。

また、地域おこし協力隊の給料に当たる報酬と、地域活動を展開するための活動費については、それぞれ上限額が年額350万円、200万円ですが、基本的にはその全額について特別交付税の措置がありますので、受け入れ自治体としては財政負担が生じない仕組みとなっております。

地域おこし協力隊制度は、地域に根づいて定着していただくということが制度の根幹であります。3年間の任期中に地域おこしの活動と並行して、仕事と生活の基盤を築いていただくことが必要ですので、受け入れに当たっては、町にとって協力隊に何を期待するのか、どんなミッションを持ってもらうのか明らかにした上で、必要な人材を受け入れていくことが大切だと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんけれども、高森町はオクロック歌劇団という劇団の団員を地域おこし協力隊として採用し、エンターテイメントを通した地域おこし活動と称し、高森町のPRや地域活性化に取り組んでいらっしゃいます。

また、スポーツ振興事業として、プロバスケットボールチームの熊本ヴォルターズと連携し、地域おこし協力隊を受け入れ、地域クラブの運営などを担い、最初の

質問であった部活動の社会体育移行の受け皿としても活用されています。

この方式ならば、例えば、バレー指導経験がある人を地域おこし協力隊として採用し、総合型地域スポーツクラブの専属スタッフとして、各種スポーツ協会の事務運営や、競技の指導者としてチーム運営などを通して、地域のスポーツ振興を目指すという募集理由にもなるのではないかでしょうか。

また、全国で最多の受け入れをしている自治体が島根県の海士町で、87名の受け入れをされています。海士町は大人の島留学という地域おこし協力隊の制度を参考にしつつ、町独自の理念を持って運営されています。

多くの自治体での地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化が進む地方の地域力の維持・強化のため、地域外の人材を積極的に呼び込み、移住促進を目的としていますが、海士町の取り組みは地域への移住・定住ではなく、還流というキーワードを持って、交流人口の創出を担っています。

大人の島留学の事務局は通常の自治体からのミッションを与えるのではなく、それぞれに自分の目標を設定し、その目標の下に町内の事業者の提案、マッチングを支援しています。観光協会や季節ごとに事業所で勤めながら、地域おこしが目的ではなく、地域と関わりやすい環境をつくるのが目的とされています。なので、3か月や1年間という決められた期間で、まずは地域に深く関わってみるという体験の機会をつくられています。

次に、地域おこし協力隊の活動終了後の動向についてですが、総務省の統計では、直近5年間に任期終了した隊員は8,034人、そのうち任期終了後、活動地と同一市町村並びに活動地の近隣市町村に定住したのが、およそ68.9%、5,539人となっております。活動地と同一市町村に定住した隊員4,477人の約46%が起業、会社を起こし、約34%が就業、約12%が就農、就林となっております。

起業された会社の内容として、多い順に、1、飲食サービス業、古民家カフェや農家レストランなど。2、美術家、デザイナー、映像撮影者など。3、宿泊業、ゲストハウス、民泊施設、あと小売業、観光業、6次産業と続いています。

就業された内容として多いのが、1、行政関係、自治体職員、議員、集落支援員など。2、観光業、旅行業や宿泊業。3、農林漁業、農業法人、森林組合などとなっております。

定着率は、熊本県が66.7%で、全国平均の68.9%をやや下回っております。

現状として、地域おこし協力隊を募集しても、なかなか集まらない。集まっても、任期終了後の定着につながらないという中、任期後、移住するために、町としてできることはないのか、またそこに何か課題があるのかお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 地域おこし協力隊の任期終了後に定住を促すためには、地域での暮らしや仕事に対して将来的な見通しを持てる環境を整備することが重要であると認識しているところです。

現在、本町では住居支援の一環といたしまして、空き家バンクの活用を進めており、定住希望者に対して、物件の紹介などを行っております。

また、町内で起業を希望する隊員に対しましては、起業支援金として1人当たり100万円を交付し、円滑な地域定着を後押ししているところです。なお、この起業支援金は協力隊を対象とし、国から特別交付税の措置がなされるものであります。

今後も、引き続き関係機関と連携を図りながら、協力隊員が地域に根づきやすい環境づくりを進め、任期終了後の定住促進につなげていきたいと考えております。また、課題がありますが、いろいろとあると思います。ただ、それぞれに考え方、あるいは目標違うわけでありますので、一概にここで何か課題と言われても、特段申し上げることはありませんが、しっかりと協力隊とも意思疎通を図りながら、もし課題があるようであれば、解決できるように町もしっかりと寄り添っていきたいと考えるところです。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 少しお話が変わりますけれども、これは私の友人の方の話なんですけれども、その方は建設業の経営をされている方なんですけれども、本業の建設業から建築業、不動産事業と事業を広げていく中で、市内のように飲食店を開業されました。本来の事業形態とは違う分野に進出したことに、当初周りから、なぜという声もあったそうです。

しかし、その経営者の方は興味本位で飲食店を始めたわけではなく、最初から計画的に考えているということで、飲食店をすると大学生がアルバイトに来ます。その子が1年、2年と働いていると、その子の仕事ぶりや人柄が知れて、そのうち就職活動を始めるときにリクルートすることができるじゃないですか。

今の人手不足で採用がままならない時代に、求人募集で一から募集するより、そういう子に声をかけたほうが、結果的に会社にとって利益になるという話ですが、先ほどの統計で就業先に最も多かったのが、行政関係となっています。

これまで、美里町では活動終了後、町職員になった方はいないと思います。もちろん、行政と一般企業は違うので、よかつたから即採用というわけにはいかないはずです。採用試験を受けるプロセスはあると思いますが、もし町としても欲しい人材が現れたときは、そういったこともできるのではないでしょうか。

最近の地域おこし協力隊のミッションも、地域コミュニティーの再生みたいな、大きなふわっとしたミッションではなく、情報発信、SNSの運営など、どんどん

ピンポイントにスペシャリストが求められていると思います。

そういった特定の分野のスペシャリストと行政職員との親和性があるかはまた別の話ではありますが、人手不足、人材不足の時代ではそういった判断も考えていただきたいと思います。

現在、美里町の地域おこし協力隊も、本来の地域おこし協力隊としての業務以外にも、活動終了後の生業も含め、様々な活動をされています。イベントなども積極的に開催され、交流人口の創出などにも活躍されています。イメージとして、以前にはあまりなかったような気がします。また、高森町等ではケーブルテレビなどを利用して地域おこし協力隊の活動報告をされています。

このように、地域活性化のために活動している地域おこし協力隊の人たちと地域住民の交流という意味で、地域おこし協力隊と地域住民との交流の場や交流拠点はできないか、お伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 任期終了後、美里町に定着してもらうためにも、地域おこし協力隊と地域住民の皆様との交流の機会をつくるということは、とても大事なことだと考えております。

これまで地域おこし協力隊は、アタック・ザ・日本一や日本一のどんどや、さくら健康フェスタやアートクラフト展、古民家再生プロジェクトなど、様々なイベントへの参加を通じて、住民の皆さんとの交流をされております。

また、美里ランタンフェスティバルには、昨年は町内外から5,000人を超える来客がありましたが、今年はさらに多くのぎわいを創出していきたいと考えておりますので、その中で、例えば協力隊としてブースを出展してもらうなど、協力隊の活躍の場をつくれるよう、実行委員会の中でも議論していきたいと考えております。

ハード的な意味での交流拠点ということに関しては、現時点では新たな施設整備等の予定はございませんが、既存の施設や各観光施設、小中学校などをうまく活用することで、交流の機会を創出することはできると思いますので、今後も様々な場面を捉えて、地域おこし協力隊と地域住民との交流の機会をつくっていただきたいと期待しておりますし、町も協力していきたいと考えます。

また、議員が先ほどおっしゃいました町の職員としての採用についてでありますが、ここでも今お話をしましたが、住民の方々としっかりと交流の機会をつくっていただこうということは、それだけ地域に根づいていただけるということあります。地域に根づいた方が職員として来ていただければ、非常にその後の活動もしやすいのではないかと思います。ただ、これもおっしゃいましたが、民間と違うので、ち

ちゃんと試験を受けて合格していただかなければいけないということがあります。中には受けてくれないかなと、もう少し勉強してくれればなと思うような実例もあったところであります。これからも協力隊だから受けてはいけないとか、そういうことは全く思っていませんし、ぜひ積極的に、町のほうも募集してもなかなか採用試験来ていただけません。そういう中で、協力隊の方にもその先として考えていただければなと思うところです。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 私も以前、商工会の青年部で町おこしの講習会や研修をよく受けておりました。その中で共通して言われる言葉がありました。町おこしに必要なものは若者と、よそ者と、ばか者と言われてきました。若くて外部の人、そしてばか者というのは行動力があるという意味合いだと思いますけれども、じゃあ、それに当てはまる地域おこし協力隊だけで町おこしができるのかといえば、決してそうではなく、結局、本当にこの町を変えたい、残していくたいと思い行動するのは、地域の住民になってきます。

例えば、使ってない空き家を安く使っていいよとか、空いている土地を使っていいよとか、そういう流れができてくれば、いい方向に進むのではないかでしょうか。

ただ、そのきっかけとしては、こういった外からの目線や考え方、行動力がある人たちが必要になってきます。

先ほどの海士町のお話ですけれども、人口2,300人の町に80人前後の地域おこし協力隊が入れ替わり立ち替わり、常時いらっしゃるということです。それだけ地域の方々と交流する機会も増えてくると、そういう方たちとお話をしてもその考え方等に触発され、1人、2人と、そういう町のことを思うグループが増えていくことが、これから町づくりのためには必要になってくるのではないかでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして村崎公一議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了しました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。この後、本日は明日まで休会とし、この後、本日は各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会し

ていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、この後、明日まで休会とし、本日はこの後、各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定いたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務文教常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員会が大会議室をご利用ください。

明後日 13日金曜日は、午前 10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午前 10時 35分

第 4 号

6 月 13 日 (金)

令和 7 年第 2 回美里町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 7 年 6 月 13 日（金）
午前 10 時 00 分 開議

1. 議事日程

日程第 1	各常任委員会報告及び質疑 (1) 総務文教常任委員会委員長 (2) 産業厚生常任委員会委員長
日程第 2 議案第 45 号	令和 7 年度美里町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 議案第 46 号	令和 7 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 4 議案第 47 号	令和 7 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 5 議案第 48 号	令和 7 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 6 報告第 1 号	令和 6 年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 7 報告第 2 号	令和 6 年度美里町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 8 議案第 49 号	美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定について
追加日程第 1 議員第 50 号	町道船津金木線改良工事請負契約の締結について
追加日程第 2 議案第 51 号	避難所パーティション購入契約の締結について
追加日程第 3 議案第 52 号	美里町立小学校 I C T 機器（学習者・教職員用端末）購入契約の締結について
日程第 9 質問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて
日程第 10 質問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて
日程第 11	議員派遣の件について
日程第 12	各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
日程第 13	議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員 (10名)

1番	村崎	公一	君	2番	平野	保弘	君
3番	吉住	淳一	君	4番	隈部	寛	君
5番	高田	美千子	君	6番	坂田	竜義	君
7番	濱田	憲治	君	8番	福田	秀憲	君
9番	今田	政行	君	10番	上田	孝	君

3. 欠席議員 (なし)

4. 説明のため出席した者

町長	上田	泰弘	君	副町長	吉住	慎二	君
教育長	宮寄	幸仁	君	総務課長	坂村	浩	君
美しい里創生課長	澤山	誠	君	税務課長	松永	栄作	君
住民生活課長	宮崎	博文	君	福祉課長	谷口	信也	君
健康保険課長	中川	利加	君	農業政策課長	西寺	清	君
森づくり推進課長	安達	浩一	君	建設係長	富永	英司	君
上下水道課長	酒井	博文	君	会計課長	長井	一浩	君
学校教育課長	中川	幸生	君	社会教育課長	松村	昭則	君
こども応援課長	隈部	尚美	君				

5. 事務局職員出席者

事務局長 立道 誠君 書記 福田 咲文君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

お諮りします。ただいま上田町長より追加議案の提出がされました。これを日程に追加し、追加日程第1、議案第50号、追加日程第2、議案第51号、追加日程第3、議案第52号とし、議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程が入りました議事日程表と議案書を配付してください。

なお、システムにも入れておりますので、最初に戻っていただいて更新をお願いします。追加の番号は⑯から⑰です。

（議事日程表、議案書配付）

○議長（上田 孝君） 配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） それでは会議を続けます。

-----○-----

日程第1 各常任委員会報告及び質疑

○議長（上田 孝君） 日程第1、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会、濱田憲治委員長。

○総務文教常任委員会委員長（濱田憲治君） 改めましておはようございます。それでは、総務文教常任委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

6月11日水曜日午前10時50分より、中央庁舎議会委員会室にて行っております。参加者としましては、福田副委員長、上田委員、隈部委員、平野委員と私濱田、執行部より坂村総務課長、澤山美しい里創生課長、松永税務課長、長井会計課長、宮崎住民生活課長、中川学校教育課長、松村社会教育課長出席のもと、開会しております。

初めに、議題としまして令和7年度美里町一般会計補正予算（第3号）の内容について、各課より説明を受けております。主立ったものだけ申し上げます。

総務課では、ふるさと祭り及びやまびこ祭りの精算金を地域振興基金に積み立て、今後の地域イベント補助金の財源とされることの説明がありました。

宇城広域連合消防本部美里分署移転改築整備事業において、現地の地質調査業務と造成設計業務の委託料に係る負担金が組まれております。

次に、美しい里創生課では、国庫支出金補助金の共創・M a a S 実証プロジェクト補助金の減額と「交通空白」解消緊急対策事業補助金では、有利な補助金への組み換えでございます。

総務費の企画費で備品購入費が組まれ、買い物支援事業車両購入費で冷蔵・冷凍車両を導入されます。コンビニエンスストア2社に無償貸与を想定されており、財源の2分の1は交付金の補助金でございます。

次に、学校教育課では教育費国庫補助金、僻地児童生徒援助費補助金が減額されておりますのは、砥用小学校スクールバス購入費の財源の内側であり、交付内定通知による減額でございます。減額された分は町債の過疎対策事業債(学校教育事業)により増額をされる予定です。

教育総務費で学校敷地内点検業務委託料が組まれ、4月に砥用中学校敷地内に設置してあるナイター設備の支柱が折損事案が発生し、町内学校施設に設置されているナイター設備の点検をされるものでございます。同時に、社会教育課の施設においても点検をされることになります。

次に、社会教育課では2002年に開館した文化交流センターひびきの大研修室、事務室、応接室の空調設備が故障しており、早急に修理が必要となっています。現在の空調設備は室外機が3部屋分を1基で稼働しており、3部屋ともエアコンが効かない状況となっています。改修工事では1部屋1基の室外機に変更し、室内の機器も交換される予定であります。

午後から現場調査を行っております。

まず、文化交流センターひびき大研修室等空調設備の修理について説明を受けたところです。2002年に開館した文化交流センターひびきの研修室、応接室、事務室の3か所の空調設備の故障ということで、先ほど言いましたとおり、エアコンが効かない状況であります。改修工事では、1部屋1基の室外機に変更し、室内の機器も交換され、夏場前にできる限り早期の完了を目指される予定であります。

次に、砥用中学校に出向いております。まず、ナイター設備修繕について現地を見ております。4月に砥用中学校敷地に設置されてあるナイター設備に折損事案が発生し、生徒や通学路として使用しているところの安全性を保つための修理でございます。中学校設立当時から経年劣化で支柱の鉄筋が腐食し、支柱の真ん中辺りで折れかかっている状況であったということです。現在は、支柱の裏にもう一つの支柱を立てており、その支柱にライト等を設置をされております。破損した支柱は折れかかった箇所から切断してあり、安全は確保されている状況です。

それと、防災倉庫を設置される予定の箇所を視察しました。指定緊急避難所である砥用中学校体育館に、避難所備蓄資機材用の倉庫購入をされて設置をされる予定

です。現在のプール横にある自転車置場を一部撤去をし、幅約7メートル、奥行きが約3.5メートル、高さ2.4メートルの床面積24.08平方メートルの倉庫を設置をされます。倉庫内には資機材（ダンボールベッド、毛布、仮設トイレ等）の備蓄品を納入予定であります。

次に、砥用B&G海洋センターに出向いております。ここにも備蓄倉庫を建設するということで、体育館南側の出入口が2か所あり、運動場側に砥用中学校同様の避難所備蓄資機材用倉庫を設置をされます。樹木2本を伐採し、体育館出入口に倉庫の入り口が向かい合うように設置をされる予定でございます。

以上の箇所を調査し、午後2時20分に中央庁舎に帰り、散会したところでございます。

以上で常任委員会の報告をいたしますが、報告漏れがありましたら、他の委員さんからお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申し合せ事項により、審査の経過と結果に対する質疑に留めることになっておりますので、申し添えます。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員会、坂田竜義委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（坂田竜義君） 本定例会中に産業厚生常任委員会活動を行いましたので報告いたします。

6月11日午前11時より、大会議室におきまして高田議員、今田議員、吉住議員、村崎議員、坂田、執行部より谷口福祉課長、隈部こども応援課長、中川健康保険課長、酒井上下水道課長、西寺農業政策課長、安達森づくり推進課長、富永建設課長の出席のもとに会議を行いました。

令和7年度の一般会計補正予算（第3号）の歳出を中心に行いました。

福祉課におきましては、主な内容として、障害福祉サービス等システム改修業務

委託料として121万円、令和7年10月から就労選択支援が追加されるということのためであります。また、介護保険特別会計繰出金として198万円、これは宇城広域連合（介護認定審査会）のシステム見直しとして、198万円のうちシステム見直しが182万円、事務費が16万円等について説明があり、質疑がございました。

こども応援課では、LINE登録及び情報発信の増加による通信手数料5万5,000円、未熟児養育医療費扶助80万円、令和6年度申請件数6件のうち5件が年度末の退院等があって、そういう扱いになったということで説明がございました。

健康保険課では、国民健康保険特別会計繰出金114万円、国保連標準システム関連でございます。後期高齢者医療保険特別会計繰出金54万円、資格証明書等を簡易書留で送付するためということでの説明があり、質疑がございました。

上下水道課は特にございませんでした。ただ、全員協議会の中で説明がございましたが、3工区における本山建設、菊池組、田中建設の工事請負の関係については、全員協議会で報告がございました。

農業政策課では、農地利用効率化等支援補助金175万5,000円、国が148万5,000円、町27万円で下永富営農組合に対しまして光選別機購入費ということで補助金がつけてあり、質疑がありました。

森づくり推進課では、地域おこし協力隊報奨金が国の予算増額に伴いまして、補正をしたということで説明がございました。

建設課では特にございませんでした。

現場調査として、午後から堅志田の高齢者地域ふれあいセンターに行きました、その修繕、個室の修繕、浴室廊下修繕212万円ですけれども、その修繕の状況、完了した状況について調査を行いました。2点目として、中央北地区簡易水道工事関連といたしまして、カントリーパーク下の駐車場の整備完了状況を調査いたしました。3点目は、町道勢井下福良線改良工事、下福良地内におきますところの通学路対策として、道路拡幅工事がほぼ完了しております、そこを調査をいたしました。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第45号 令和7年度美里町一般会計補正予算（第3号）

○議長（上田 孝君） 日程第2、議案第45号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第3号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。補正予算の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

補正予算の質疑は一括で行います。

質疑ありませんか。

6番、坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 補正予算の、ここでは歳入の、ページは7ページですね。先ほど総務委員長からも報告がございましたけれども、その関連ですけれども、共創・MaaS実証プロジェクト補助金ということが1,931万4,000円減額補正になっております。当初予算の中では、これに基づいて車両購入費ということで、1,000万ぐらい挙がったったと思いますが、出のところではそのことが、見えませんので、そこはどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。出のところで車両購入費の減が見えないというところでございますけれども、今回の歳入予算の補正につきましては、あくまで財源の振り替えということでございまして、共創・MaaS実証プロジェクト補助金よりも、「交通空白」解消緊急対策事業補助金のほうが補助の対象範囲が広いということでの財源を振り替えさせていただいたということでございます。

車両の購入費につきましては、これは変化なしということで、引き続き計上させていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 車両購入費は、一応今度乗合タクシーで実証実験をするということで聞いておりますが、新たな車両購入はないでしょう。

一応、一旦、入りのほうで、このM a a Sの補助金が減額になりましたと。当然、出のほうで、当初では車両購入費1,000万ぐらい計上してありましたので、当然それは車両購入費減というところで出さないかんとかなと思ったもんですから。そのあたりどうですかね。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。車両購入費につきましては、先ほども申し上げましたとおり、減額はしてないと。引き続き計上させていただいているという状況です。ただ、今後の実証実験の行方によって、もしかして今年度は車両購入というところまで行かないという状況になりましたら、そのときに減額をさせていただくという可能性はございます。

以上でございます。

○6番（坂田竜義君） はい、分かりました。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

3番、吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 令和7年度一般会計補正予算（第3号）について質問いたします。

システムの18ページをお願いします。款の9教育費、項の5保健体育費、目の2体育施設費、節の17になります備品購入費。これカントリーパークのテニスコート前の休憩室にエアコンを取り付けるということであったかと思います。

ちょっとお尋ねになる、これは上下水道も関わってくると思うんですが、今、公園も含めて、あの周辺の水道水というのが、多分飲料水では使えないんじゃないかなと思ってます、たしか。今後、上下水道の工事も含めて、あの辺の周辺の水道水を飲料水として使えるようになるのかっていうのをちょっとお尋ねしたいなと思いますけども。

○議長（上田 孝君） 吉住議員、予算書の内容と質疑の内容が合致してないので、その質問はまた別の機会に。よろしいですか。

○3番（吉住淳一君） はい、分かりました。もう1点よろしいですか。

システムの9ページになります。款の2総務費、項の1総務管理費、目の6企画費、節の12委託料、地域公共交通実証運行委託料316万8,000円。これちょっと資料見させていただいたんですけど、当初、中央地区、単価が3,500円、砥用が5,000円ということで、まだ調整中ということではありますが、6,000円程度に単価が上がるということですが、これはもう決定ということではなくて、まだ上がることもあるということですかね。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明いたします。

単価がまだ上がる可能性があるのかということでございますけれども、状況としましては、現時点でもまだ交渉中ということでございますけれども、今回も補正を出させていただいて、何度も出させていただくというわけにはいかないというふうに思っております。なので、しっかりと努力していくことと、どうしてもそこは折り合いがつかなければ、単価ではなくてサービスの内容で調整するということもございますので、そういったことも含めて調整を続けていくというところで考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 分かりました。質問を終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑はございませんか。

9番、今田議員。

○9番（今田政行君） ただいま上程中の議案第45号についてお尋ねをいたしますが、10ページをお願いいたします。

10ページの一番上、17番の備品購入のこれは車両購入費ということで270万計上してございますが、これ台数1台でしたか、2台でしたか。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。この270万というのは1台分ということでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 購入費として計上してございますけれども、後の運用費あたりの計画はないわけですね。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） お答えします。現時点では、そのための予算というものは計上していないところでございます。今後どういった運用を行っていくのか。例えば、大きい修理は町のほうでするけれども、日常のオイル交換とか、ガソリン代といったところは事業者のほうでやっていただくとかということで、話を進めていくところにしておりますので、その行方次第で、もし少し管理費的な、維持費的な部分の予算の計上が必要ということになりましたら、そのときにはまたご相談申し上げるというところで考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 今答弁いただきましたけども、あと修理代とか、そういうやつが出てきたときには、どうするのかというところの疑問があったところです。すみません、もう1点お願ひいたします。

15ページです。目の観光振興費の12の委託料のところですけども、観光戦略策定業務の委託料で400万、これ増額というふうな、たしかご説明をいただいておりますけども、内容的にもう一遍説明いただきたいということでお願いいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明させていただきます。今回増額をさせていただいた一番の理由というものが、国のはうの第二世代交付金というものの採択が決定しまして、700万円分の事業の採択をいただいたということが一番の理由でございます。

その中で何をしていくのかというところでございますけれども、今年度観光戦略をつくっていくということで、具体的にはインバウンド戦略ですね、台湾をはじめとして、アジア圏にどのようなプロモーションを打っていくのか。具体的には、例えばSNSとかでどういう発信をすれば、インバウンド観光客が来てくれるのかというところを、実際にそのプロモーションを打ちながら、広告を打ちながら、跳ね返りを見ながら戦略をつくっていくということが1つ。それと、まちづくり公社の経営基盤の強化ということも課題でございますので、その中で観光の商品化といったところの取り組みを進めていきたいということを、事業としては3年間ということで採択を受けておりますので、3年かけて、そういったことを考えていきたい、プロモーションを行っていきたい、というところでの初年度の予算計上ということをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

1番、村崎議員。

○1番（村崎公一君） 現在上程されてます一般会計補正予算の中についてお伺いいたします。

ページ番号が15ページの観光振興費の18の負担金補助及び交付金、地域のイベント補助金100万円の件でお伺いいたします。

先日、全協においても説明ございました。この中で、説明の中で地域で行われるお祭り等に対して補助を出されるということで、内容的に補助対象経費の2分の1

で上限が20万という形でいろんな項目で挙がってましたけれども、お祭りをされる地区側、もらわれる側からすると、補助対象経費の2分の1とか、1回について幾らみたいな、例えば5万円を上限で、もうそのまま出されるとかしたほうが、使う側からでしたら、使い勝手がいいのかなというふうに感じておりますけれども、そのあたりはまだ中身的にはこれから検討されていかれるのか、一応、こういった形で進められるのか、お伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この補助金に関しましては、先日全員協議会でも皆様にご説明をしたとおりでございます。基本的に何かをされるから、1回の祭りに対して、規模感にもよると思いますが、5万円とか10万円とかっていう話ではなくて、やはり、ちゃんと精査するためにも、2分の1にして幾らまでというような方向で、この前説明したような方向で、今その規模感等について検討を進めているという状況であります。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 分かりました。以上です。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第45号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第45号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第46号 令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田 孝君） 日程第3、議案第46号、令和7年度美里町国民健康保険特

別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立により行います。

議案第46号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第46号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第47号 令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田 孝君） 日程第4、議案第47号、令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立により行います。

議案第47号、令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第47号、令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第48号 令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田 孝君） 議案第48号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立により行います。

議案第48号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第48号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 報告第1号 令和6年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（上田 孝君） 日程第6、報告第1号、令和6年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、報告第1号につきましてご説明いたします。

システム内の⑪報告第1号をお聞き願います。

報告第1号、令和6年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
令和6年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書を、地方自治法施行令第146
条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをお開き願います。

令和6年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回、令和6年度から令和7年度へ繰り越す事業につきましては、款の2総務費、項の1総務管理費の事業名、物価高騰対応LPGガス使用世帯支援事業補助金の翌年度繰越額1,777万8,000円から3ページの款の10災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費の2枠目の公共土木施設災害復旧費（繫自債）2,300万円までの19事業、3億9,497万4,397円を主に事業計画及び施工時期等の諸条件により、令和7年度に繰り越すことといたしております。

なお、2ページの款の8消防費の防災情報配信システム導入業務委託料と、次のページの1行目、防災行政無線機器更新工事及び款の10災害復旧費の項の2公共土木施設災害復旧費の1枠目、公共土木施設災害復旧事業補助の3事業につきましては、令和6年度で事業が完了いたしておりますので、翌年度への繰越しはございません。

以上で、報告第1号につきましてご説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、報告第1号、令和6年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第7 報告第2号 令和6年度美里町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（上田 孝君） 日程第7、報告第2号、令和6年度美里町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についての報告を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） 報告第2号につきましてご説明を申し上げます。システム⑫報告第2号をご覧ください。

報告第2号、令和6年度美里町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について令和6年度美里町簡易水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをご覧ください。

令和6年度の水道事業会計で予定しておりました資本的支出の建設改良費に要する経費のうち、1,700万円を繰り越しております。内容につきましては、中央北地区配水場の附帯工事としてのカントリーパーク駐車場整備工事でございますが、工事施工中に高圧ケーブルの埋設が確認され、その調査に不測の時間を要したため、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和7年度に繰り越したものでござ

ざいます。

なお、工事につきましては5月16日に竣工しております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、報告第2号、令和6年度美里町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第8 議案第49号 美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定について

○議長（上田 孝君） 日程第8、議案第49号、美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

内容説明を求めます。澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明いたします。資料の⑬をご覧ください。

議案第49号、美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり、美里町東部地区活性化施設の指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものです。

施設の名称 美里町東部地区活性化施設

指定管理者 合同会社A t h. (エース)

指定の期間 令和7年7月1日から令和12年3月31日まで

令和7年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由、美里町東部地区活性化施設について、指定管理者による管理運営を行うため、指定管理者の指定に関して、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

ページをお開きください。美里町東部地区活性化施設の指定管理候補者の選定審査結果総括でございます。

ページの下のほうをご覧ください。4の審査結果のところでございます。

今回の応募は、合同会社A t h. 1社のみで、総得点は328点。指定管理料、提案額はなしでございます。

この審議会委員です。総務文教常任委員会福田副委員長、美里町商工会本山会長、美里町嘱託会池田代表、美里まちづくり公社濱田マネージャー、緑川ダム管理所中尾専門調査官の5名の方が委員でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第49号、美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第49号、美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第1 議案第50号 町道船津金木線改良工事請負契約の締結について

○議長（上田 孝君） 追加日程第1、議案第50号、町道船津金木線改良工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） それでは、議案第50号についてご説明申し上げます。

追加でお配りした、議案第50号資料をご覧ください。なお、システムは②議案第50号資料をお開きください。

議案第50号、町道船津金木線改良工事請負契約の締結について

次のとおり町道船津金木線改良工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

1 契約金額 9,311万5,000円

2 契約の相手方 熊本県下益城郡美里町畠野2900番地

株式会社西村建設 代表取締役 井上雅弘

3 契約の方法 指名競争入札

提案理由でございます。

町道船津金木線改良工事に係る請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例

第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

内容につきましては、図面等により説明をしますので次のページ、1ページをご覧ください。

工事の平面図でございます。今回の工事箇所は励徳小学校下の町道船津金木線と町道三本松千間線の分岐点から、国道218号金木交差点までの延長359.05メートルの区間となっております。

平面図の赤色の線で表示しておりますのが、今回の施工範囲となり、起点側の励徳小学校側から見ると、主に左側を拡幅していく工事となっております。

次のページ、2ページをご覧ください。

工事区間の3か所の標準断面図でございます。今回の工事内容につきましては、道路の右側に幅2メートルの歩道を新たに設置し、歩行者の安全を確保した上で、全幅5メーターの車道を整備するものでございます。

一番上の断面図がNo.2+15の断面で、前のページの平面図でいいますと、図面左側の励徳小学校の上り口付近で、赤色の文字で旗揚げをしている箇所となっております。

標準断面図をお願いいたします。

道路の右側に歩道を設置し、左側に盛土を行い、車道部を整備する計画となっております。

次に、その下の断面図がKE.4-1で、前のページの平面図でいいますと、図面中央付近に旗揚げをしている箇所となっております。

道路右側に歩道を設置し、左側を掘削し、車道部を整備する計画となっております。

最後に、左下の断面図がNo.17で、前のページの平面図でいいますと、図面右側の金木交差点付近に旗揚げをしている箇所となっております。

車道部につきましては、既に拡幅工事が実施をされており、車道部外の道路右側に歩道を設置をするという計画になっております。

今回の工事箇所は令和3年6月に千葉県八街市で下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が負傷する交通事故が発生したことを受け、道路管理者、教育委員会、学校関係者、警察等による通学路における合同点検によって、対策必要箇所として美里町通学路緊急対策推進計画に掲載をされた2路線のうちの1路線となっておりますが、今回励徳小学校下から金木交差点までを新たに歩道を設置した上で、全幅5メーターの道路整備並びに2か所の退避所を設けることによって、通学路における交通安全の確保が図られるものと考えているところでございます。

次のページ、3ページの添付資料をご覧ください。

1. 工事の内容（主な工種数量）についてご説明申し上げます。

施工延長は先ほど申し上げたとおり、359.05メーターとなっております。

全幅員が7メーター、うち歩道が2メーターとなっております。

主な工種数量が、路体盛土工5,599.9立米、側溝工407.2メーター、管渠工20.5メーター、集水柵工6基、アスファルト舗装工が車道部・歩道部合わせて2,402.9平米となっております。

2. 工期につきましては、議決の翌日（翌日が週休日または休業日に当たる場合は、その翌日から）令和8年3月16日までとしております。

以上で議案第50号の説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第50号、町道船津金木線改良工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第50号、町道船津金木線改良工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第2 議案第51号 避難所パーティション購入契約の締結について

○議長（上田 孝君） 追加日程第2、議案第51号、避難所パーティション購入契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第51号につきましてご説明申し上げます。

追加でお配りいたしました議案第51号をご覧ください。なお、システムは②議案第51号をご覧ください。

議案第51号、避難所用パーテイション購入契約の締結について
次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

1 購入物品 N E E D ワンタッチパーテイション ファミリールーム100張り、N E E D ワンタッチパーテイション プライベートルーム100張り
2 契約金額 税込金額1,045万円
3 契約の相手方 アシストワークス 代表 光井博幸
4 契約の方法 隨意契約

提案理由でございます。

物品購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

本物品は、新しい地方経済生活環境整備交付金を活用し、災害発生時に開設する避難所において避難者のプライバシーを確保するとともに、感染症対策として、ゾーニング、空間区分分け等を行うことを目的として購入するものでございます。

次のページをお開き願います。

議案第51号の説明資料になります。今回購入しますタイプは、赤枠囲みでお示ししておりますタイプになります。

初めに、ワンタッチパーテイション ファミリールームをご覧ください。

展開後の寸法は幅及び奥行きともに2.1メートルで、高さが1.4メートルとなります。また、このタイプは天井がないものになります。こちらを100張り購入するものでございます。

次のページをお開き願います。

こちらがワンタッチパーテイション プライベートルームでございますが、展開後の寸法につきましても幅、奥行きともに、こちらも2.1メートルで、高さが2.2メートルとなります。また、このタイプは天井があり、完全な個室になるものでございます。こちらも100張り購入するものでございます。

以上で議案第51号の説明を終わります。

○議長（上田泰君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第51号について質問いたします。

この中で契約の方法で随意契約になっておりますけれども、その随意契約にした理由は何かありましたら教えていただけますか。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

物品購入に係る指名願いの受け付けを本町はやっておりませんので、見積りによる5社の入札見積りを行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 随意契約するときは3社以上の見積りをもらうということになつていましたけれども、その随意契約をするということで、その見積りを取ったということですね。

随意契約には、いろいろ制約があるじゃないですか。それを、これだから随意契約にしたんだよということはありますか。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

随意契約につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、物品購入に係る部分が本町の場合は指名願いの方法を受け付けておりませんので、見積り、5社による入札を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立により行います。

議案第51号、避難所パーティション購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第51号、避難所パーティション購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第3 議案第52号 美里町立小学校ICT機器（学習者・教職員用端末）購入契約の締結について

○議長（上田 孝君） 追加日程第3、議案第52号、美里町立小学校ICT機器（学習者・教職員用端末）購入契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。中川学校教育課長。

○学校教育課長（中川幸生君） 議案第52号につきましてご説明申し上げます。

追加でお配りしました議案第52号資料をご覧ください。なお、システムは②議案第52号をお開きください。

議案第52号、美里町立小学校ICT機器（学習者・教職員用端末）購入契約の締結について

次のとおり美里町立小学校ICT機器（学習者・教職員用端末）購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

1 購入物品名 学習者・教職員用ICT端末

2 契約金額 918万7,200円

3 契約の相手方 住所 福岡市中央区大名2丁目9番27号

称号 株式会社内田洋行 九州支店

代表 支店長 坂口秀雄

4 契約の方法 隨意契約（公募型プロポーザル選定方式）

（熊本県教育庁教育政策課による共同調達プロポーザルにより決定）

提案理由でございます。

美里町立小学校ICT機器（学習者・教職員用端末）購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページに添付しております美里町立小学校ICT機器（学習者・教職員用端末）購入契約締結に関する説明資料により、ご説明を申し上げます。

まず4ページをお開きください。

事業の目的として、令和元年度より国が進めますGIGAスクール構想に位置づ

けられた、全ての児童生徒たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を実現するため、1人1台端末と校内ネットワークインフラを整備し、GIGAスクール構想を推進しております。

しかしながら、導入から5年を経過し、児童生徒及び教職員用端末にバッテリーの劣化や老朽化が生じていることから、児童生徒の日常の学習に支障を来すことなく、より柔軟で充実した学習環境の実現及び多様な可能性の実現を図るため、ICT機器端末の購入を行うものでございます。

5ページをお開きください。事業の概要となっております。

次の6ページをお開きください。去る5月14日に行われたプロポーザルの概要となっております。

今回のプロポーザルは県内7市町村の共同調達となっており、共同調達することにより安価でICT機器端末の調達が可能となっております。

次の7ページをお開きください。

7ページは、受注者の概要ということになっております。

次の8ページをお開きください。

8ページは、今回購入を予定しておりますICT機器端末の仕様内容となっております。

次の9ページをお開きください。

9ページは、端末の特徴について記載してございます。

10ページをお開きください。

10ページは、事業スケジュールと今回購入する端末の台数を記載してございます。

次の11ページ以降は、今回購入を予定しておりますICT機器端末の性能及び特徴について記載してございます。

以上で議案第52号の説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 議案第52号の関連で質問いたします。

5年間で、いわゆる更新ということなんですが、その今使っている機械についての処理・処分、これはどうなってるんですか。というのが、セキュリティーの問題もあるでしょうし、まだ結構5年だから使えそうな感じもするわけですよ。いろいろインターネットとか見てますと、そういう官公庁のお下がり品のようなものが出てみたり、そういったこの処分・処理をどうなっているかお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 中川学校教育課長。

○学校教育課長（中川幸生君） 回収後の端末の使用については、現在使っているパソコンについては、一応内容を消去しまして、その後、こちらのほうで回収をします。その後、使用可能な端末、それから使用できないような端末については処分、あるいは使用可能な端末については、各学校の予備端末または売払いなどを今のところ考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 分かりました。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第52号、美里町立小学校ICT機器（学習者・教職員用端末）購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第52号、美里町立小学校ICT機器（学習者・教職員用端末）購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることがあります

いて

日程第10 諒問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることがあります

いて

○議長（上田 孝君） 日程第9、諒問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて、日程第10、諒問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについての2案件について、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。日程第9、諒問第1号から、日程第10、諒問第2号の2案件に

について、一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第9、諮問第1号から、日程第10、諮問第2号の2案件について一括して議題とします。

それでは、諮問第1号及び諮問第2号を続けて内容説明を求めます。

上田町長。

○町長（上田泰弘君） 初めに、諮問第1号につきましてご説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所 [REDACTED]

氏名 隅部淳一

生年月日 [REDACTED]

令和7年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

人権擁護委員候補者を推薦しようとするときは、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるため、提案するものでございます。

隅部委員の任期につきましては、令和7年9月30日までとなっておりますが、引き続き人権思想の普及啓発活動にご尽力いただきたいということでご提案申し上げております。

続きまして、諮問第2号につきましてご説明申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所 [REDACTED]

氏名 中川美奈子

生年月日 [REDACTED]

令和7年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

人権擁護委員候補者を推薦しようとするときは、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるため、提案するものでございます。

中川委員の任期につきましても、令和7年9月30日までとなっておりますが、引き続き人権思想の普及啓発活動にご尽力いただきたいということでご提案申し上

げております。

以上で、諮問第1号及び諮問第2号についての説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

まず、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認め、討論を省略します。

お諮りします。隈部淳一氏を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについては、隈部淳一氏を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認め、討論を省略します。

お諮りします。中川美奈子氏を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについては、中川美奈子氏を適任とすることに決定しました。

-----○-----

日程第11 議員派遣の件について

○議長（上田 孝君） 日程第11、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新

たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定しました。

-----○-----

日程第12 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（上田 孝君） 日程第12、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第12及び日程第13を一括して議題とすることに決定しました。

日程第12及び日程第13を一括して議題といたします。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第8条の規定により、閉会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案させていただきました全ての議案につきまして、ご承認いただきまして、誠にありがとうございました。

九州北部も梅雨に入りました、梅雨に入った途端に非常に激しい雨が降り続いたというような状況であります。

少し災害等も、災害といいますか、崩れとか、そういったのも出ているようであります。これから本格的になってまいります、梅雨も本格的になってまいりますので、緊張感を持って過ごしていきたいと思います。また何かあった際には、議会のほうにもしっかりと報告をさせていただきたいと思いますし、また予算の確保もお願いをさせていただくことになるというふうに思います。

いずれにしましても、非常に湿度も高くなってくる過ごしにくい季節になってまいりますので、どうか議員の皆さんもお体、ご自愛をいただきてお過ごしいただきますようお願いを申し上げまして、閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和7年第2回美里町議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前11時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議長

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会会議録
令和7年第2回定例会

令和7年6月発行

発行人 美里町議会議長 上田 孝
編集人 美里町議会事務局長 立道 誠
作成 神戸綜合速記株式会社
電話 (078) 321-2522

美里町議会事務局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場 1100 番地
電話 (0964) 46-2111